中津市障がい者基本計画

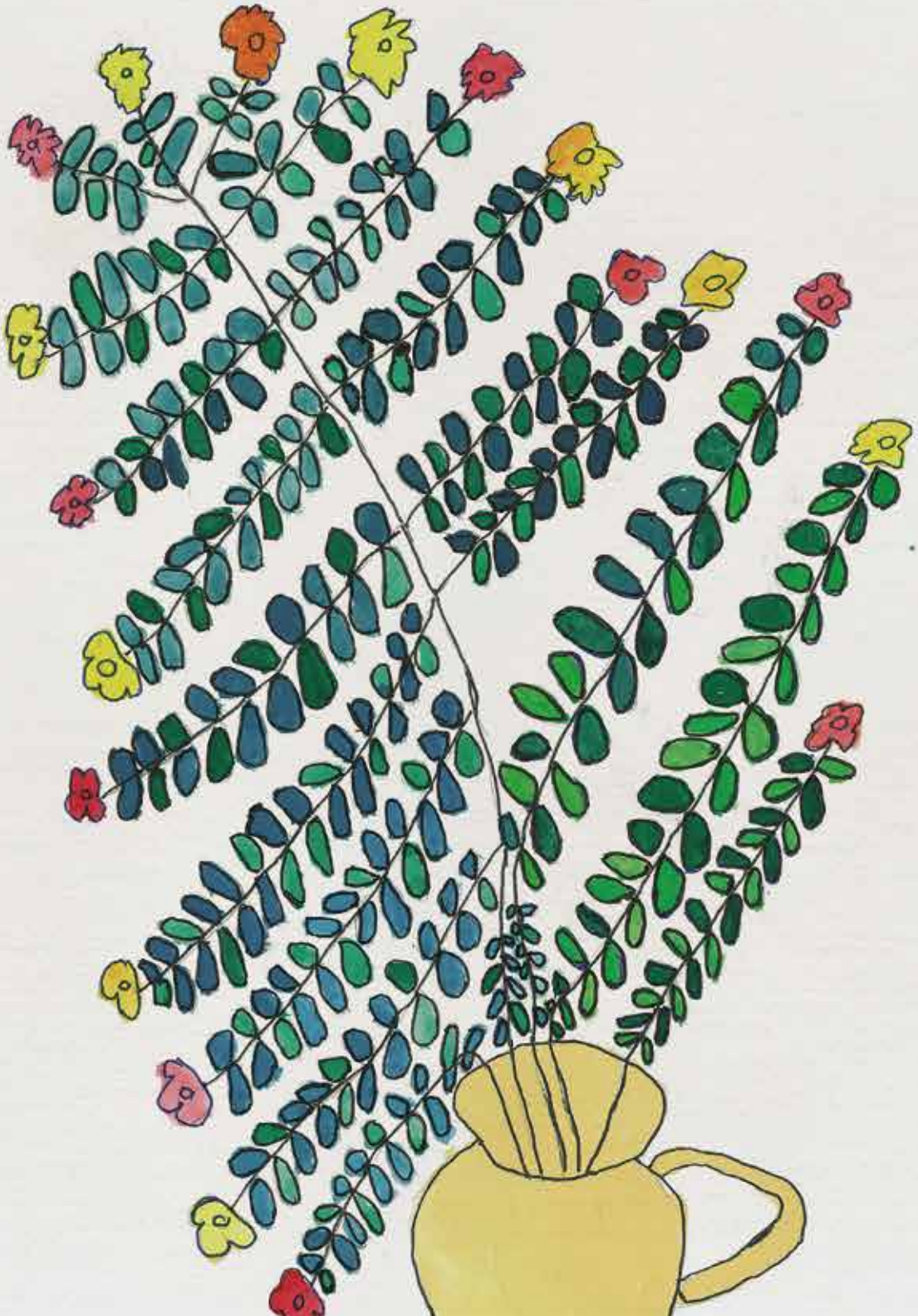

平成31年3月

中津市

表紙絵

〇作者　渡邊　正人（もみじ園）

〇表紙絵タイトル　９月の花

はじめに

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」は、身体・知的・精神の３障害を一元化し、在宅サービスの充実や就労支援の抜本的強化を図るなど、障がい者施策の方向性を大きく転換し、平成 25 年には「障害者総合支援法」となり、障がい者の範囲に難病患者等が加わるとともに、さらなるサービスの充実が図られました。また、国は平成 26 年１月に批准した「障害者の権利に関する条約」を実現するために、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の制定など多くの国内法を整備しました。

大分県では、平成 26 年度から平成 30 年度までの５年間を計画期間とする「大分県障がい者基本計画（第４期）」、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間を計画期間とする「大分県障がい福祉計画（第５期）」を策定するとともに、平成 28 年に、障がい者が地域で心豊かに暮らせる社会づくりを推進するため、「障害のある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定しました。

本市では、このような国や大分県の動向に対応し、平成 21 年３月に「中津市障がい者福祉計画（第２期）」（平成 21 年度～平成 30 年度）、平成 30 年３月に「中津市障がい福祉計画（第５期）兼中津市障がい児福祉計画（第１期）」（平成 30 年度～平成 32 年度）を策定し、障がい者施策の推進に取り組んでまいりました。

この度、中津市障がい者福祉計画の期間満了に伴い、その成果と課題を踏まえ、障がい福祉分野をはじめ、幅広い分野の施策の一層の充実を図るため、今後の取り組みを明らかにした新たな計画を策定いたしました。

本市としましては、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、さまざまな支援を進めることで、計画の基本理念でもある「障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり」を推進し、暮らし満足Ｎｏ.１のまち「中津」を目指します。

最後に、本計画の策定にあたりご審議いただきました中津市障害者施策推進協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査や団体ヒアリング等で貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆さまに厚く御礼申し上げます。

平成 31 年３月

中津市長　奥 塚　正 典

目　次

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨 …… 1
２　計画の位置づけ …… 2
３　計画の期間 …… 2
４　計画の基本理念 …… 3
５　計画の基本的視点 …… 4
６　計画の施策体系 …… 5
７　計画の策定体制 …… 6

第２章　障がい者等の現状

１　人口動態 …… 7
２　身体障がい者の状況 …… 9
３　知的障がい者の状況 …… 12
４　精神障がい者の状況 …… 13
５　難病患者の状況 …… 14
６　障がい児の就学の状況 …… 15
７　障がい者の雇用の状況 …… 16
８　アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ …… 17

第３章　施策の現状と課題及び今後の取り組み

１　理解と交流 …… 23
（１）障がい者への理解と差別解消の促進 …… 23
（２）地域住民等との交流の促進 …… 28
２　生活支援 …… 30
（１）利用者本位の生活支援体制の充実 …… 30
（２）福祉サービスの充実 …… 32
（３）障がい児支援・療育の充実 …… 34
３　保健・医療 …… 38
（１）保健・医療・リハビリテーションの充実 …… 38
（２）精神保健対策の充実 …… 40
（３）障がいの原因となる疾病等の予防・治療 …… 41
４　教育、文化芸術活動・スポーツ等 …… 43
（１）特別支援教育の充実 …… 43
（２）文化芸術活動、スポーツ等の振興 …… 46

５　雇用・就業、経済的自立の支援等 …… 48
（１）障がい者雇用の促進……48
（２）障がい者のための総合的な就労支援……51
（３）経済的自立の支援……54
６　生活環境 …… 55
（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ……55
７　情報アクセシビリティ …… 57
（１）情報収集・提供の充実……57
（２）コミュニケーション支援の充実……60
８　安全・安心 …… 62
（１）防災対策の推進……62
（２）防犯対策の推進と消費者トラブルの防止……66
９　権利擁護 …… 67
（１）権利擁護の推進……67

第４章　計画の推進体制
１　関係機関等との連携…… 69
２　計画の進捗管理 …… 69

平成 30 年度　中津市障害者施策推進協議会委員名簿 …… 71

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 21 年３月、「中津市障がい者福祉計画（第２期）」（以下「前計画」という。）を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかし、前計画策定後の数年間は、障害者権利条約締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革の歴史でもありました。平成 23 年には「障害者基本法」の改正、平成 24 年には「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」の制定が行われ、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示されました。一方、障がい者の人権に関しては、平成 23 年の「障害者虐待防止法」に続き、平成 25 年には改正障害者基本法第４条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定され、平成 26 年１月、採択から７年、発効から５年あまりの歳月を経て、ようやく障害者権利条約の批准・締結が行われました。

また、平成 28 年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定され、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められるとともに、市町村には新たに障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。さらに国は、障害者総合支援法、介護保険法など各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによる既存の縦割りシステムにおける課題が生じていることから、平成 29 年２月、福祉は与えるもの、与えられるものといったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた改革工程を発表し、市町村の福祉行政も新たな局面を迎えています。

これらの内容は、平成 29 年度に策定した「中津市障がい福祉計画（第５期）兼中津市障がい児福祉計画（第１期）」の中で、既に盛り込み済みではありますが、その上位計画となる本計画においても整合性を図る必要があります。

そこで、前計画の期間満了に合わせ、本市においても、こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果を踏まえ、障がい者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな計画を策定することとしました。

なお、計画の名称については、障害者総合支援法を根拠とする「中津市障がい福祉計画」と類似していることから、本計画より「中津市障がい者基本計画」に改めることとしました。

2　計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第３項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。「第五次中津市総合計画」を上位計画とし、市における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる長期の計画です。

障がい者施策に関する計画としては、「障がい福祉計画兼障がい児福祉計画」もありますが、それは障害者総合支援法及び児童福祉法を根拠法とする、３年を１期として策定する短期の計画です。

なお、本計画は、上位計画である「第五次中津市総合計画」をはじめ、「中津市地域福祉計画」など市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

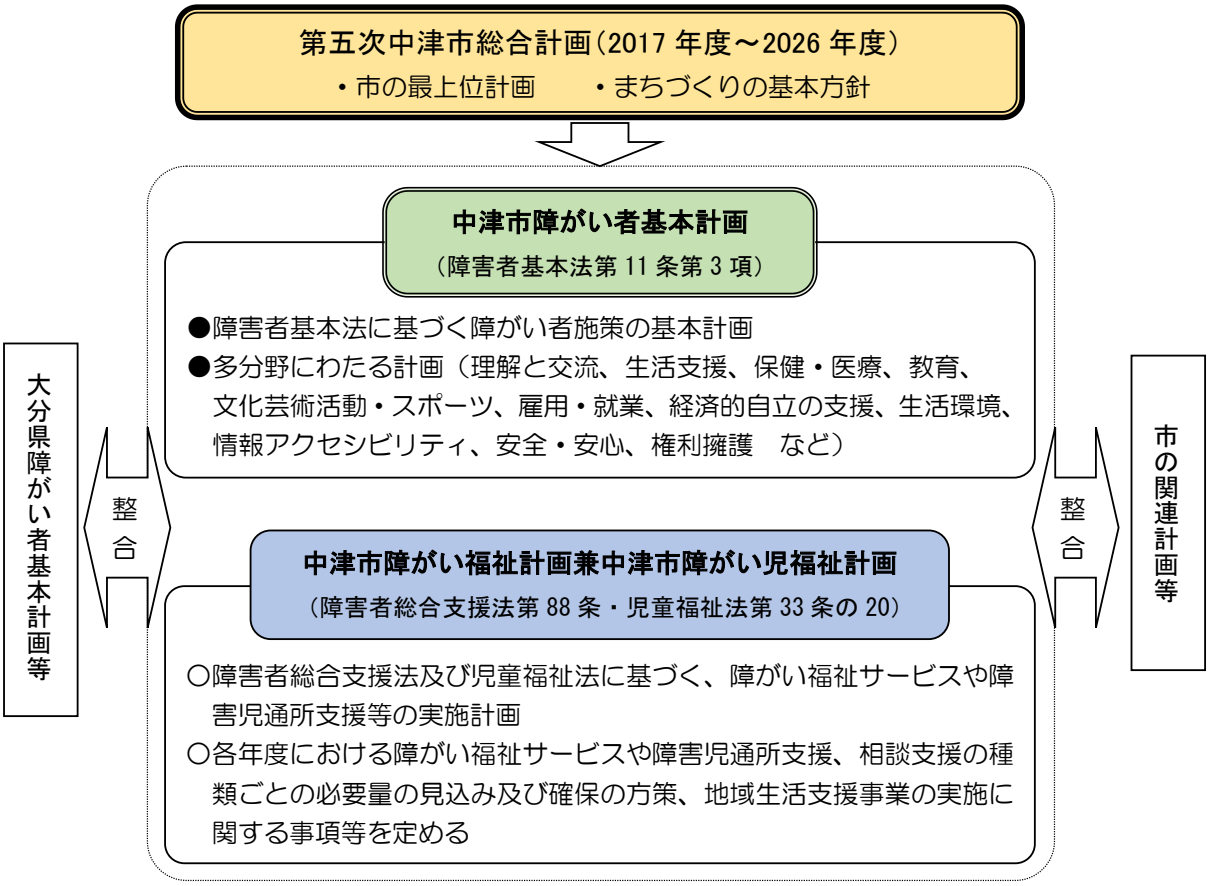

3　計画の期間

この計画は、2019 年度から 2023 年度までの５か年計画とします。

4　計画の基本理念

障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり
～　暮らし満足No.1のまち「中津」をめざして　～

前計画では、障がいのある人もない人も共に地域で生活し活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念を背景に、『ふれ愛、ささえ愛、たすけ愛の「福祉の里づくり」』を将来像として、様々な施策の具現化に努めることを基本方針としていました。これら前計画の基本的な考え方は、本計画にも通じるものですが、平成 28 年度策定の「第五次中津市総合計画」において新たな将来都市像【暮らし満足№１のまち「中津」】が掲げられたことに伴い、本計画においてはそれに合わせた新たな基本理念を定めることとします。

「暮らし満足№１」を実現するためには、市内に暮らす人たちの満足度を下げないための仕組みづくりが必要です。とりわけ、障がい者施策の分野では、障がいがあることによって暮らしにくさを感じることがないまちづくりが求められます。そのためには、障がいのある人すべてについて、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを確認するとともに、障がいを理由に差別することや権利を侵害することがないよう、市民一人ひとりが障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

本計画を、障がいのある人だけでなく市民全員を対象とする計画と位置づけるとともに、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、さまざまな支援を進めることで、「障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり」を推進し、暮らし満足 No.1 のまち「中津」をめざします。

5　計画の基本的視点

上記基本理念の実現に向けて、以下の５点を本計画の基本的な視点とします。

（１）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の主体的な選択や決定を尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

（２）地域福祉の推進と地域共生社会の実現

障がい者が住み慣れた地域で自らの望む生活を実現できるよう生活支援体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化することで、障がいの有無にかかわらず、共に支え合い、いきいきと暮らせる地域共生社会の実現を図ります。

（３）だれもが住みよいバリアフリーの社会づくり

障がいや障がい者に対する正しい理解を広めるとともに、障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が自由に社会活動ができる平等な社会をめざします。

（４）障がいを理由とする差別解消の推進

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないよう、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

（５）障がい者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化

障がい者に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。

6　計画の施策体系

本計画では、以下の９つの施策分野ごとに基本的施策と今後の取り組みを定めます。

7　計画の策定体制

（１）中津市障がい者基本計画・障がい福祉計画のためのアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者（児）の心身や日常生活の状況、障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「中津市障がい者基本計画・障がい福祉計画のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	①　障がい者対象アンケート調査 平成 29 年１月１日現在、中津市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス利用者の中から無作為抽出した 3,300 人 ②　障がい児の保護者対象アンケート調査 平成 29 年１月１日現在、中津市在住の 18 歳未満（高校生以下）の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び児童通所サービス利用者の中から無作為抽出した 200 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 29 年１月 11 日から平成 29 年２月８日まで
回収結果	①　障がい者対象アンケート調査 有効回収数：1,766 件（有効回収率：53.5%） ②　障がい児の保護者対象アンケート調査 有効回収数：　93 件（有効回収率：46.5%）

（２）中津市障害者施策推進協議会での協議

保健・医療・福祉・教育・労働の関係者のほか、各種関係団体の代表者で構成する「中津市障害者施策推進協議会」で計画案の審議を行いました。

（３）関係団体からの意見聴取

平成 30 年 10 月～平成３１年１月に、障がいのある人やその家族の団体及び障がいのある人たちの支援団体に対しヒアリングシートを配布し、障がい者福祉に対する意見を聴取しました。

（４）パブリックコメントの実施

平成 31 年２月に、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

第２章　障がい者等の現状

1　人口動態

（１）人口構造

本市の人口は、平成 30 年 4 月 1 日現在で、男性 40,389 人、女性 43,795 人、合計 84,184 人です。

年齢階層別に見ると、団塊の世代を含む 60 代後半が最も多く、それに次いで多いのがそのジュニア世代の 40 代となっています。

■人口ピラミッド（平成 30 年 4 月 1 日現在）

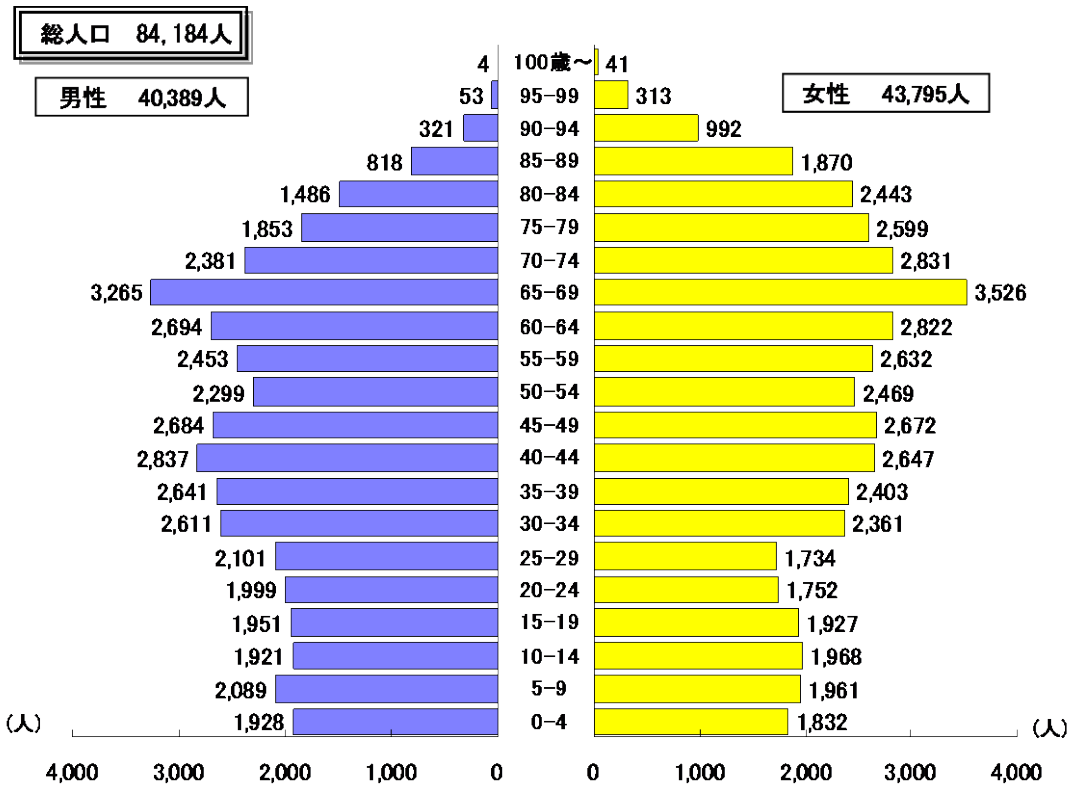

資料：住民基本台帳

（２）人口等の推移

人口の推移を見ると、総人口はここ数年は減少傾向にあり、平成 26 年から平成 30 年までの４年間で見ると、2,223 人（2.6%）減少しています。

また、年齢３区分別人口の推移を見ると、平成 22 年から 30 年にかけて 14 歳以下の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口が減少しているのに対して、65 歳以上の高齢者人口は増加しています。それに伴い、高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）も、平成 22 年の 25.3%から８年間で 4.2 ポイント上昇し、平成 30 年は 29.5%となっています。

■年齢 3 区分別人口及び高齢化率の推移

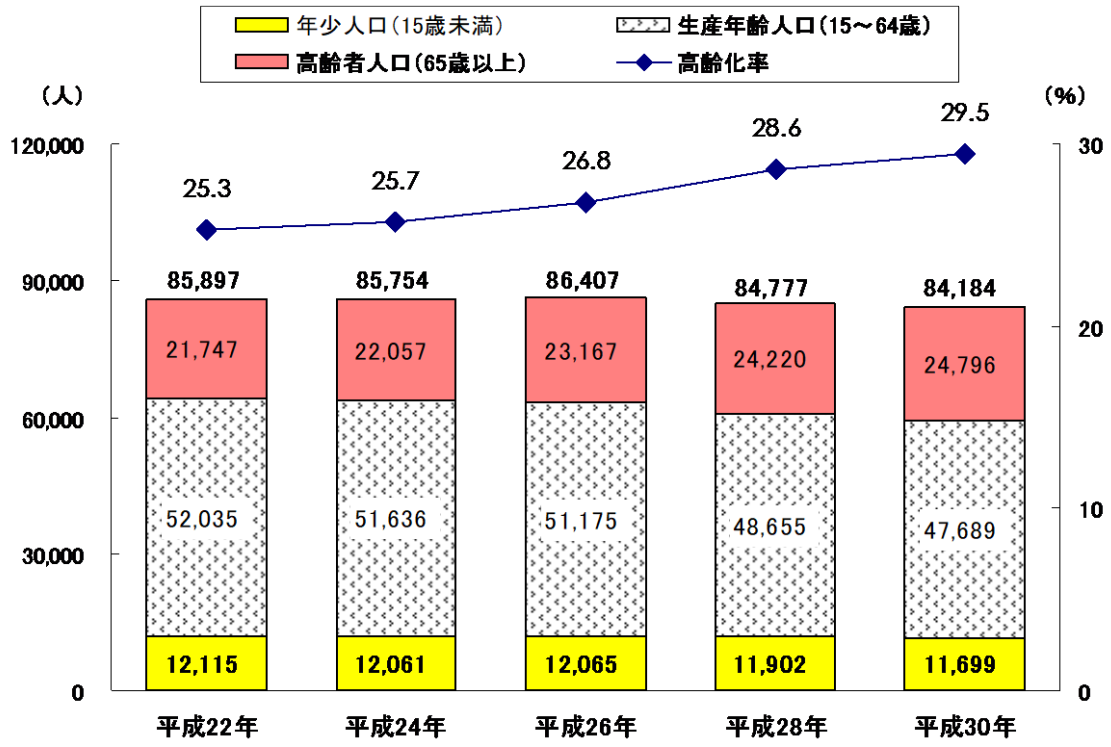

（各年4月1日現在）　　資料：住民基本台帳

２　身体障がい者の状況

（１）身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 30 年３月末現在 3,491 人で、うち 65 歳以上の障がい者が 2,586 人で、全体の 74.1％を占めています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が 1,740 人（49.8％）と最も多く、次いで内部障がいが 1,170 人（33.5％）となっています。また、重度障がい者（1、２級）は 1,650 人で、全体の 47.3％を占めています。

身体障害者手帳所持者数　（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18～64歳	19	21	0	2	9	4	55
	65歳以上	46	59	8	14	24	17	168
	合計	66	80	8	16	33	21	224
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	4	0	0	0	3	7
	18～64歳	18	24	8	5	2	12	69
	65歳以上	10	34	29	55	1	115	244
	合計	28	62	37	60	3	130	320
音声・言語障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	1	0	2	11			14
	65歳以上	1	2	13	7			23
	合計	2	2	15	18	0	0	37
肢体不自由	18歳未満	16	11	0	3	3	0	33
	18～64歳	103	88	69	107	59	37	463
	65歳以上	203	256	190	363	164	68	1,244
	合計	322	355	259	473	226	105	1,740
内部障がい	18歳未満	9	0	3	1			13
	18～64歳	165	4	27	54			250
	65歳以上	546	9	123	229			907
	合計	720	13	153	284	0	0	1,170
合計	18歳未満	26	15	3	4	3	3	54
	18～64歳	306	137	106	179	70	53	851
	65歳以上	806	360	363	668	189	200	2,586
	合計	1,138	512	472	851	262	256	3,491

※平成30年3月末現在

（２）等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 4 年間で、331 人（8.7%）減少しています。

等級別に平成 29 年度の人数を平成 25 年度と比較しても、すべての等級で減少しており、特に 2 級の減少率（12.8%）が高くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	1,207	1,157	1,161	1,139	1,138
2級	587	574	541	537	512
3級	511	496	498	471	472
4級	952	927	884	878	851
5級	283	270	268	266	262
6級	282	278	269	265	256
合計	3,822	3,702	3,621	3,556	3,491

※各年度末現在

（３）障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成 25 年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、音声・言語障がいと内部障がいは横ばい、それ以外は減少傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

障がい種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障がい	255	253	239	234	224
聴覚・平衡機能障がい	371	365	344	338	320
音声・言語障がい	38	31	36	38	37
肢体不自由	1,977	1,907	1,834	1,793	1,740
内部障がい	1,181	1,146	1,168	1,153	1,170
合　計	3,822	3,702	3,621	3,556	3,491

※各年度末現在

（４）年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢３階層別に平成 25 年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、すべての年齢階層で減少傾向にあり、総人口に占める割合も低下傾向にあります。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移　（単位：人）

区　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	70	76	67	64	54
18～64歳	1,061	1,111	898	897	851
65歳以上	2,691	2,515	2,656	2,595	2,586
合計	3,822	3,702	3,621	3,556	3,491
総人口に占める割合(%)	4.48	4.35	4.27	4.21	4.15

※各年度末現在

３　知的障がい者の状況

（１）障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成 29 年度末現在 695 人で、重度のＡ判定が 256 人、軽度のＢ判定が 439 人となっています。

平成 25 年度に比べると、Ａ判定は横ばい、Ｂ判定は 43 人（10.9%）の増加となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移　（単位：人）

区　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A判定	257	254	259	257	256
B判定	396	415	400	413	439
合　計	653	669	659	670	695

※各年度末現在

（２）年齢階層別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数を年齢階層別に見ると、年によってばらつきがありますが、平成 25 年度に比べると、平成 29 年度は 18 歳未満、18 歳以上ともに増加しています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移　（単位：人）

区　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	123	124	128	129	127
18歳以上	530	545	531	541	568
合　計	653	669	659	670	695
総人口に占める割合(%)	0.76	0.79	0.78	0.79	0.83

※各年度末現在

４　精神障がい者の状況

（１）等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年度末現在 456 人で、障がいの等級別に見ると、２級が最も多く、平成 29 年度は全体の 63.2%を占めています。

また、平成 25 年度からの推移を見ると、すべての等級で増加傾向にあり、全体で見ると 134 人（41.6%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移　（単位：人）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
１級	20	21	23	22	24
２級	214	218	243	265	288
３級	88	93	110	132	144
合 計	322	332	376	419	456
総人口に占める割合(%)	0.38	0.39	0.44	0.50	0.54

※各年度末現在

（２）自立支援医療（精神）利用者数の推移

本市の自立支援医療（精神）利用者数は、平成 29 年度末現在 622 人で、平成 26 年度以降は年々増加傾向にあります。

自立支援医療（精神）利用者数の推移　（単位：人）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	557	538	576	595	622

※各年度6月末現在

5　難病患者の状況

大分県北部保健所管内の難病患者のうち、医療費の助成の対象として特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、平成 29 年度末現在 671 人となっています。

医療費助成の対象となる疾病は、平成 26 年 12 月まではベーチェット病、重症筋無力症、モヤモヤ病など 56 疾病となっていましたが、平成 27 年１月からは、これに自己免疫性溶血性貧血、IgA 腎症、甲状腺ホルモン不応症などが加わって 110 疾病、さらに平成 27 年７月には 196 疾病、平成 29 年４月には 24 疾病、平成 30 年４月には１疾病が加わって合計 331 疾病が指定難病となっています。

一方、平成 25 年４月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっています。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ 130 疾病が対象となっていましたが、上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成 27 年１月より 130 疾病から 151 疾病に、平成 27 年７月には 332 疾病に、平成 29 年４月には 358 疾病に、さらに平成 30 年４月には 359 疾病に拡大されています。

特定疾患医療受給者証交付件数の推移　（単位：人）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付件数	573	593	664	731	671

※各年度月末現在　　資料：大分県北部保健所

6　障がい児の就学の状況

（１）特別支援学校への就学状況

平成 30 年５月１日現在の特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

特別支援学校への就学状況

学　校　名	所在地	中津市からの在学者数（人）			
		小学部	中学部	高等部	計
大分県立中津支援学校	中津市	29	19	39	87
大分県立宇佐支援学校	宇佐市	0	1	1	2
合　　計		29	20	40	89

※平成30年5月1日現在

（２）市内の特別支援学級の状況

市内の小中学校における特別支援学級の状況は以下のとおりです。

特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

区　分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知的障がい	小学校	学級数	17	15	15	14	15
		児童数	58	56	55	49	58
	中学校	学級数	9	9	10	8	8
		生徒数	27	25	24	16	26
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	9	9	9	9	9
		児童数	16	19	18	20	23
	中学校	学級数	5	5	5	6	6
		生徒数	11	12	14	23	26
肢体不自由	小学校	学級数	1	1	1	1	1
		児童数	1	2	2	2	1
	中学校	学級数	1	1	0	0	0
		生徒数	1	1	0	0	0
難聴	小学校	学級数	0	0	0	0	0
		児童数	0	0	0	0	0
	中学校	学級数	0	1	1	0	0
		生徒数	0	1	1	0	0

※各年度5月1日現在

7　障がい者の雇用の状況

（１）企業の障がい者の雇用状況

平成 29 年６月１日現在、中津公共職業安定所管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、全体の障がい者雇用率は 2.37%、法定雇用率達成企業の割合は 66.0%となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況（中津公共職業安定所管内）

規模	企業数	労働者数（人）	障がい者数（人）	雇用率（%）	法定雇用率達成企業	法定雇用率未達成企業
50～99人	26	1,652.5	57.0	3.45	17	9
100～299人	21	3,305.0	59.5	1.80	13	8
300人～	6	4,351.5	104.5	2.40	5	1
計	53	9,309.0	221.0	2.37	35	18

※平成29年6月1日現在　　資料:大分労働局

※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間（週所定労働時間20時間以上30時間未満）労働者1人は0.5人として集計

（２）市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成 30 年 11 月１日現在、市の障がい者雇用人数は法定雇用率達成に必要とされる 24 人となっています。

市の障がい者雇用状況

部局	職員数	対象職員数	障がい者数	法定雇用率
中津市役所（教育委員会を含む）	1,295人	999人	24人	2.5%

※平成30年11月1日現在

8　アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ

（１）障がいのある子どもが通園・通学する上で保護者が求めること

「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」を選択した人の割合が 58.1％と最も高く、以下、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」（51.6％）、「障がいや発達課題などにあわせた環境の整備」（43.0％）、「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」（34.4％）と続いています。

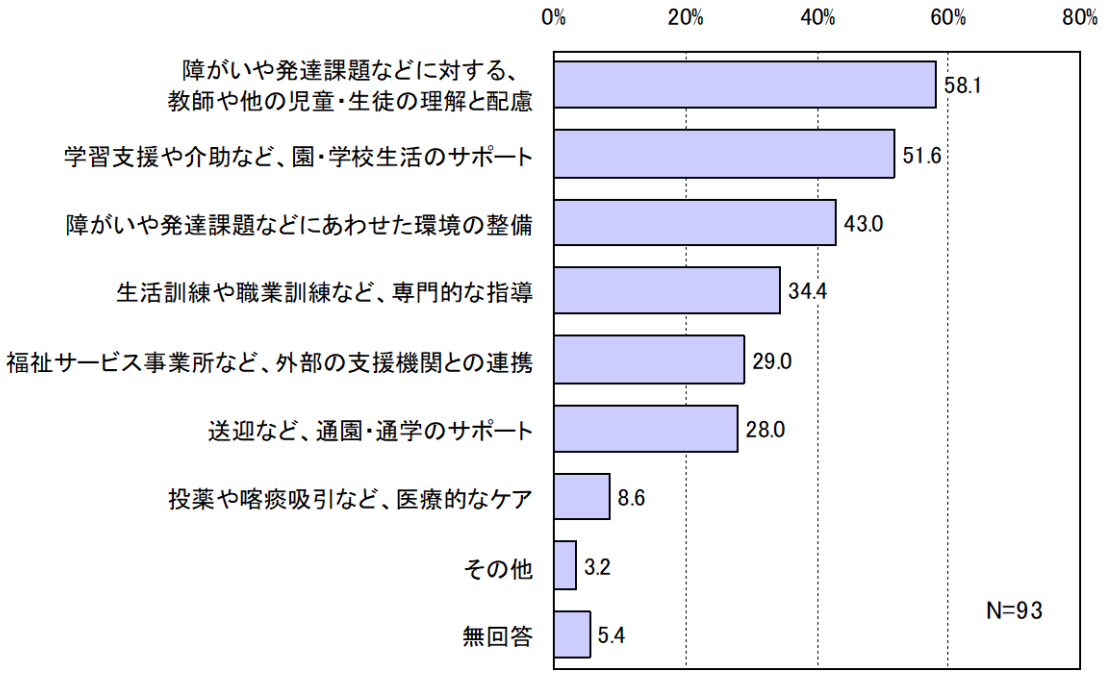

（２）外出する上で困ること

いずれの障がい種別においても、「公共交通機関が少ない（ない）」という回答が最も高い割合となっています。また、障がい種別に見ると、身体障がい者では「道路や駅などに階段や段差が多い」（27.9%）、精神障がい者では「発作など突然の身体の変化が心配」（25.0%）や「周囲の目が気になる」（21.6%）が上位にあがっています。

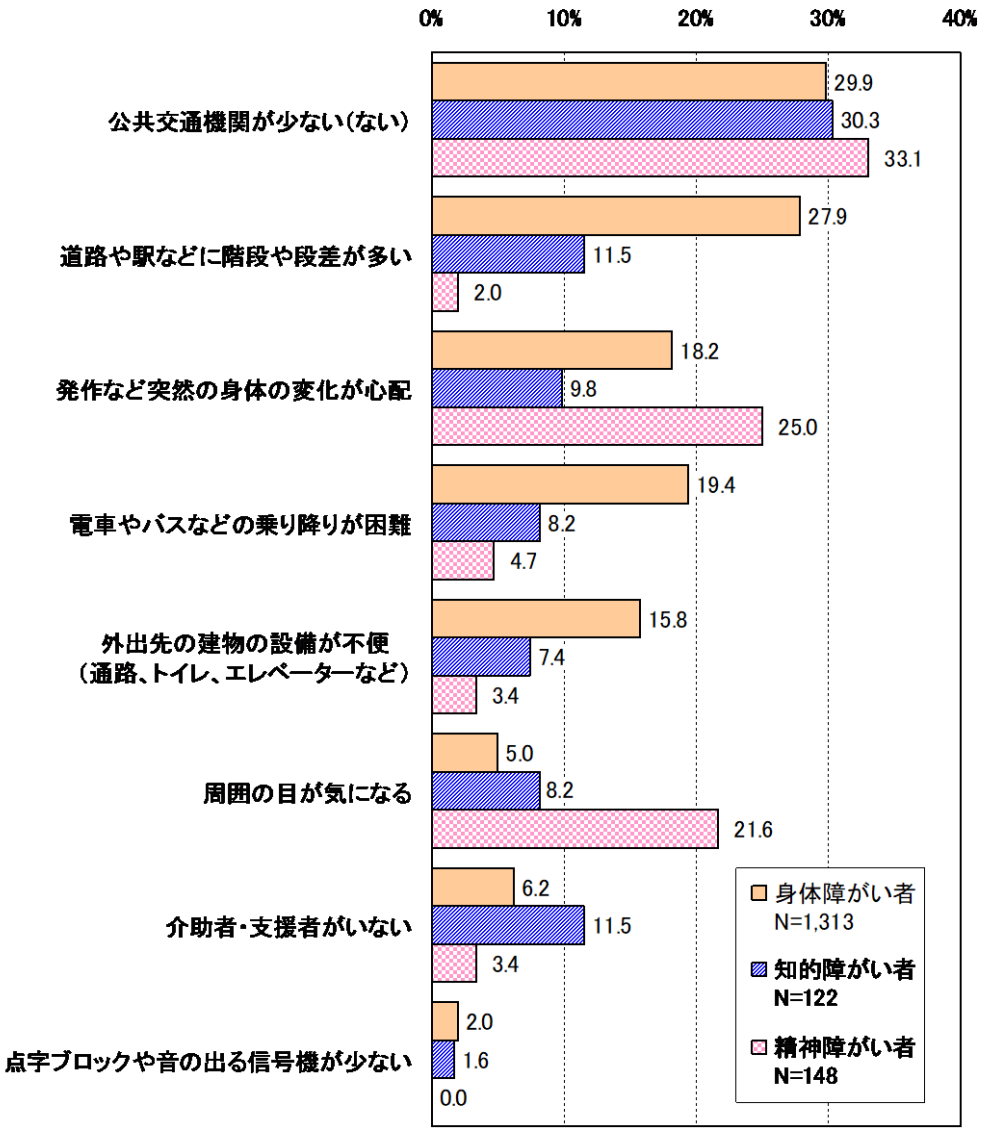

（３）障がいのある人が就労するにあたり必要だと思う配慮

身体障がい者と精神障がい者では「働く時間や日数を調整できること」（身体：41.9%、精神：59.7%）と「周囲が障がいを理解してくれること」（身体：38.9%、精神：59.1%）が上位を占めていますが、知的障がい者では「周囲が障がいを理解してくれること」と「職場によい指導者や先輩がいること」がともに 54.9%と最上位にあがっています。

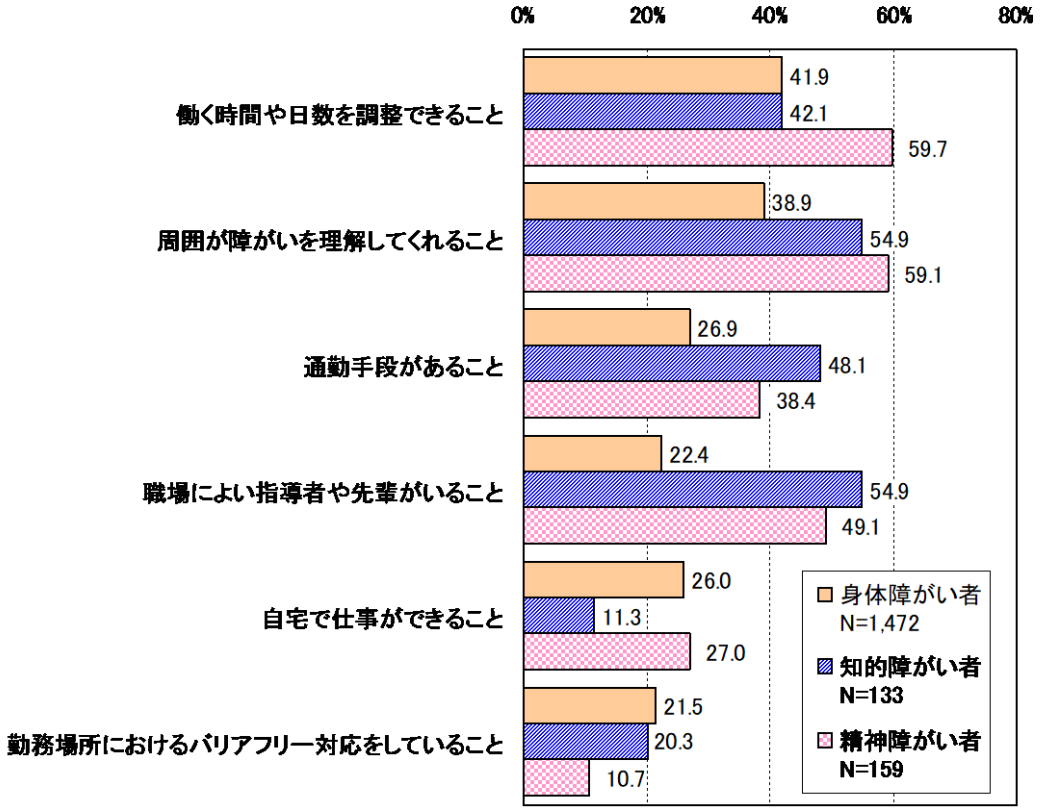

（４）障がいのある人が地域で生活するためにあればよいと思う支援

身体障がい者と知的障がい者では「地域で生活して困った時に、いつでも何でも相談できる場所や人」（身体：48.0%、知的：56.4%）、精神障がい者では「年金や手当などの経済的な支援があること」（68.6%）が、最も回答割合が高くなっています。

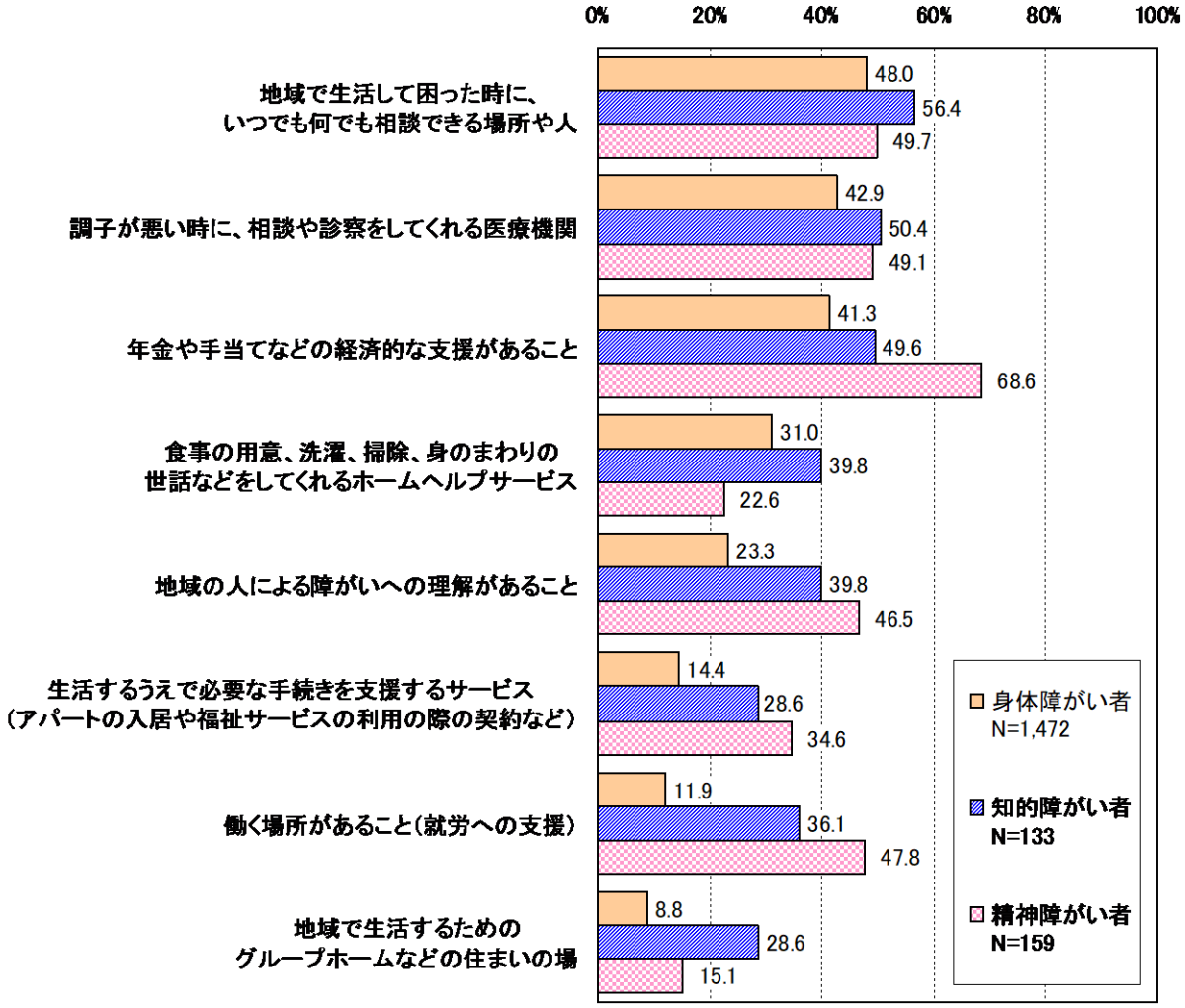

（５）災害時に困ること

身体障がい者では、「安全なところまで、すぐ避難することができない」（39.5%）、知的障がい者については「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」（44.4%）や「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」（42.1%）、精神障がい者では「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」（49.7%）、障がい児の保護者では、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」「安全なところまで、すぐに避難することができない」「避難所で障がいにあった適切な介助・介護支援（医療的ケアを含む）が受けられない」（ともに 35.5%）が、それぞれ上位にあがっています。

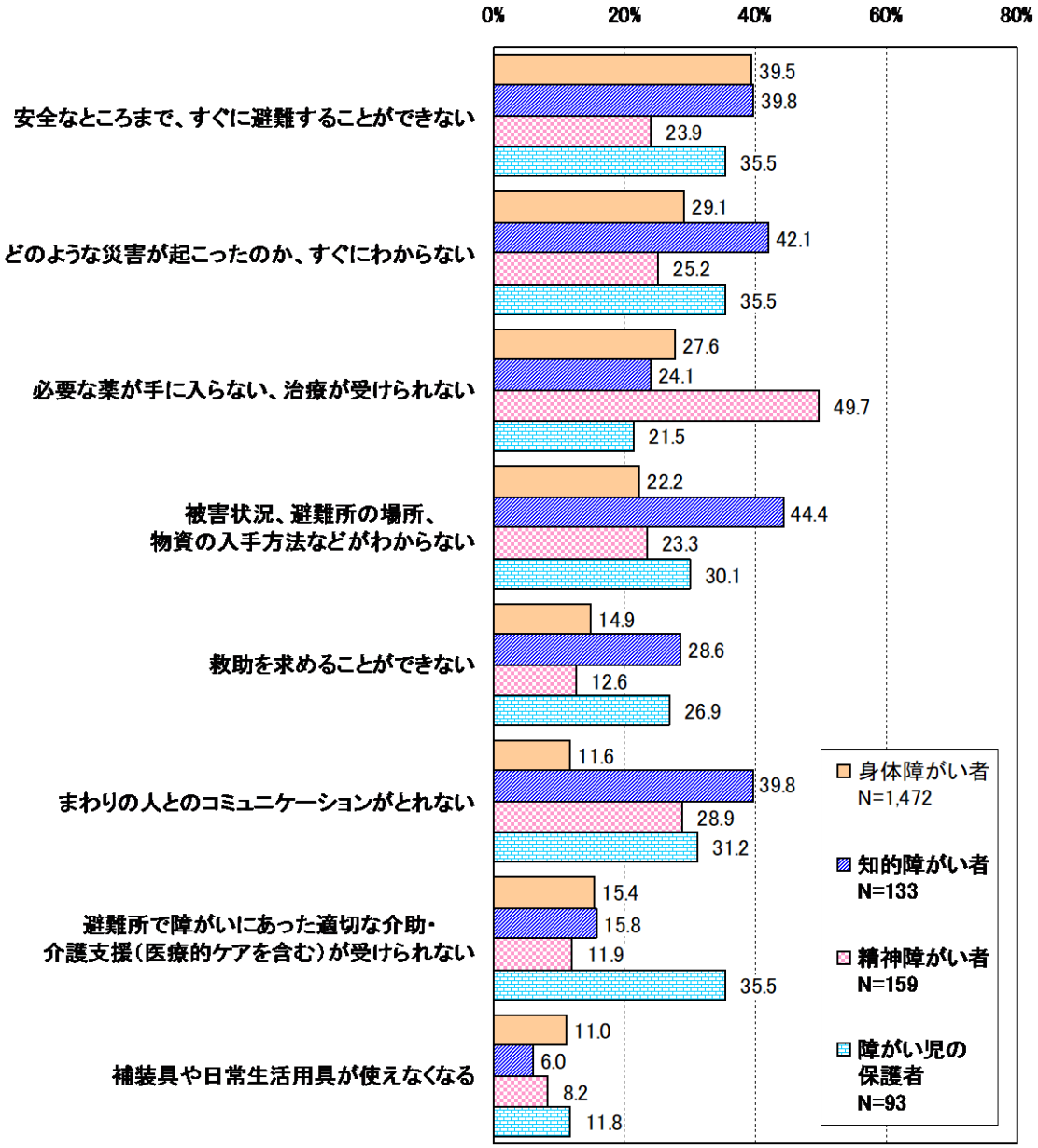

（６）障がいのある人が安心して暮らしていくために必要だと思うこと

いずれの障がい種別においても「手当・年金などの経済的な支援の充実」という回答割合が最も高くなっていますが、障がい児の保護者では、「障がい児保育・障がい児教育の充実」という回答が 50.5%と最も高く、「障がいの早期発見、早期治療事業（早期療育、訓練等事業）の推進」（41.9%）や「働きやすい環境づくり」（39.8%）も上位にあがっています。

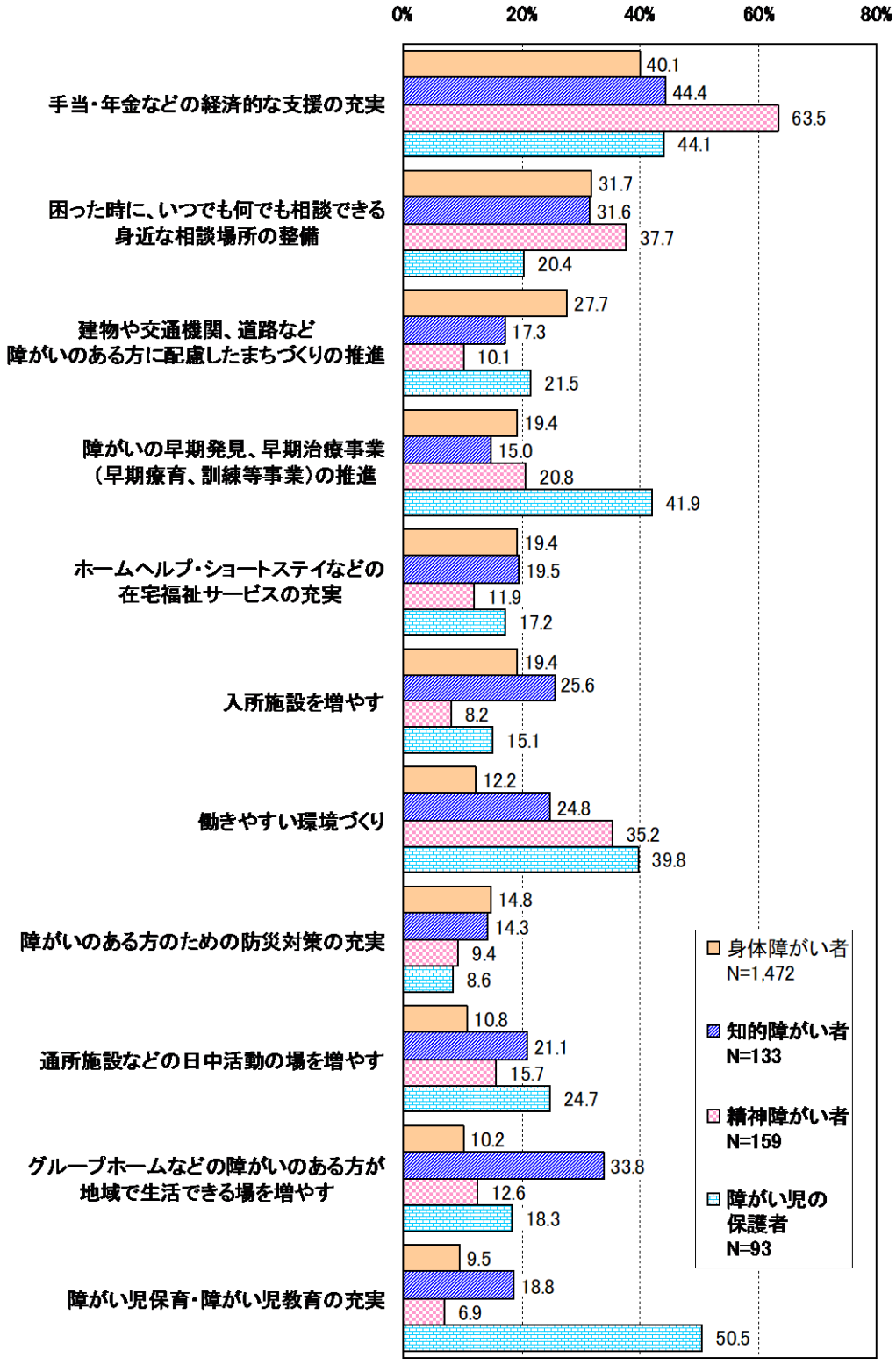

第３章　施策の現状と課題及び今後の取り組み

1　理解と交流

障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人として尊重されなければなりません。しかし、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然として存在しています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、すべての市民が各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障がいや障がい者について理解の促進を図ることが重要です。

また、地域における障がいへの理解を促進するためには、子どもから高齢者まで様々な年代において、住民同士がふれあい、つながりをつくっていくことが重要です。住民同士がふれあうことにより、障がいのある人について多くの人が関心をもち、価値観や経験を共有することで互いに認めあい、支えあえる関係を築いていくことができます。

（１）障がい者への理解と差別解消の促進

現状と課題

本市では、障害者差別解消法の施行に伴い、平成 29 年３月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する中津市職員対応要領」を策定するとともに、新採用職員に対する同法についての研修会や市職員向けの人権研修会の中で同法についての周知を行ってきました。また、市ホームページ等で、同法及び「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の紹介と、法によって禁止されている「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の解説を掲載するなど、障がい者への差別を解消するための啓発を推進しています。

しかし、アンケート調査で、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことが「ある」または「少しある」と答えた人の割合は、身体障がい者で 28.7%ですが、知的障がい者では 58.6%、精神障がい者では 64.8%、障がい児の保護者では 61.3%と、いずれも高い割合となっています（図１参照）。また、差別や嫌な思いの内容については、全体的に「外出時に周囲の視線、態度、言葉が気になった」という回答が多く、精神障がい者では「近所づきあい、人間関係がうまくいかない」という回答が 52.4%と最も多くなっています（図２参照）。

今後、ますます障がい者の社会参加が進む中で、あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続きさまざまな広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く

継続的に行い、障がい者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。

また、アンケート調査結果では、障がいのある人への市民の理解を深めるためには「学校における福祉教育の充実」が必要とする回答が多く（図３参照）、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。本市の小中学校では、教育活動全体をとおして、様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することをめざして人権教育を進めています。また、発達の段階に応じた交流や共同学習など、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、障がいに対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。中津市社会福祉協議会では、福祉教育推進事業として「わいわい福祉広場」を開催しており、「肢体障がい」「視覚障がい」「聴覚障がい」「エルダー（高齢者）」に対する理解を深めてもらうために、障がいのある方や福祉に関するボランティア活動をしている方が講師となって小学校などを訪問し、日常の生活状況や思いについての話、障がい者・高齢者の疑似体験活動、交流の場を提供しています。

今後も、児童生徒が障がいについて正しく理解し、障がいのある子もない子も共に充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、市や各障がい者団体が、小中学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

図１　障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことがあるか

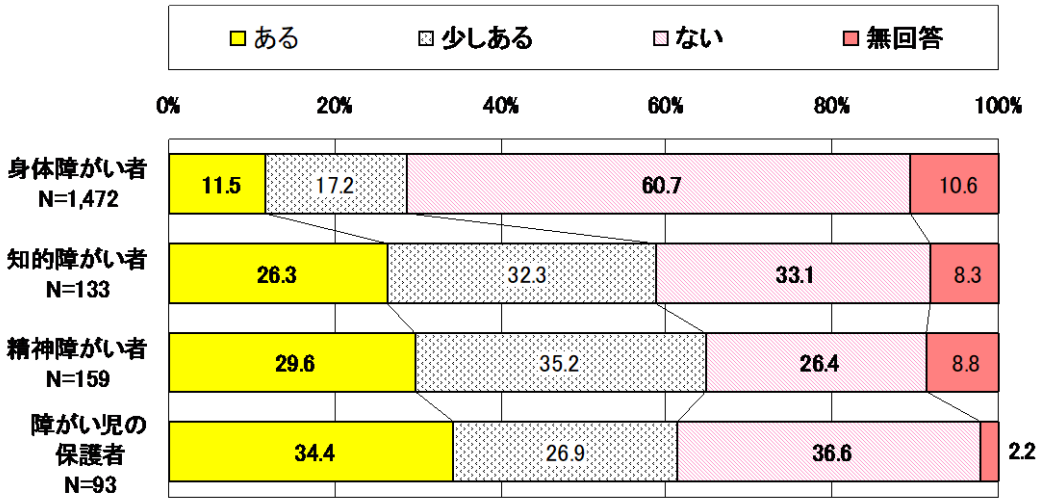

資料：アンケート調査結果

※四捨五入の関係で、回答割合の合計が 100%にならない場合がある（以下同じ）。

図２　どのような差別を受けたり、嫌な思いをしたか

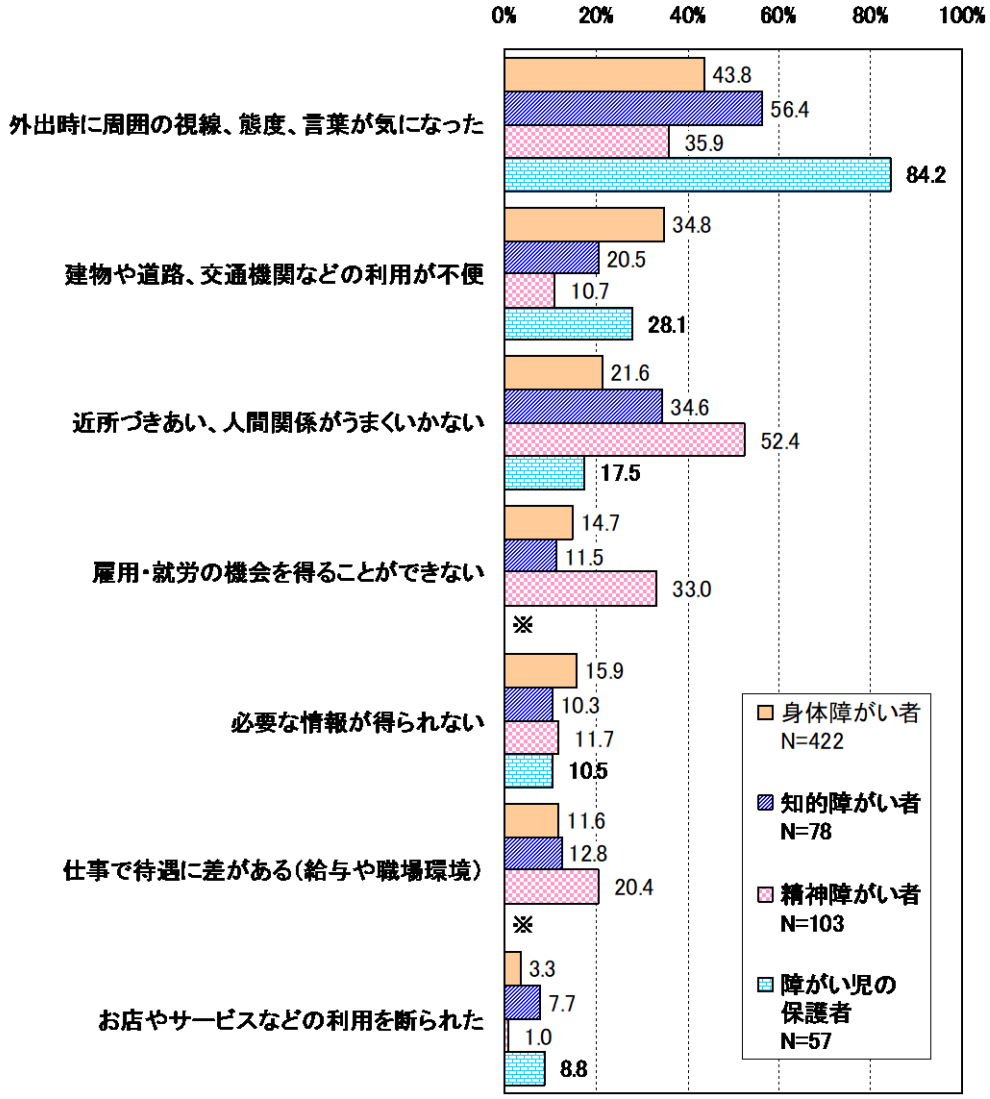

※障がい児の保護者には選択肢なし

資料：アンケート調査結果

図３　障がいのある人への市民の理解を深めるためには何が必要か

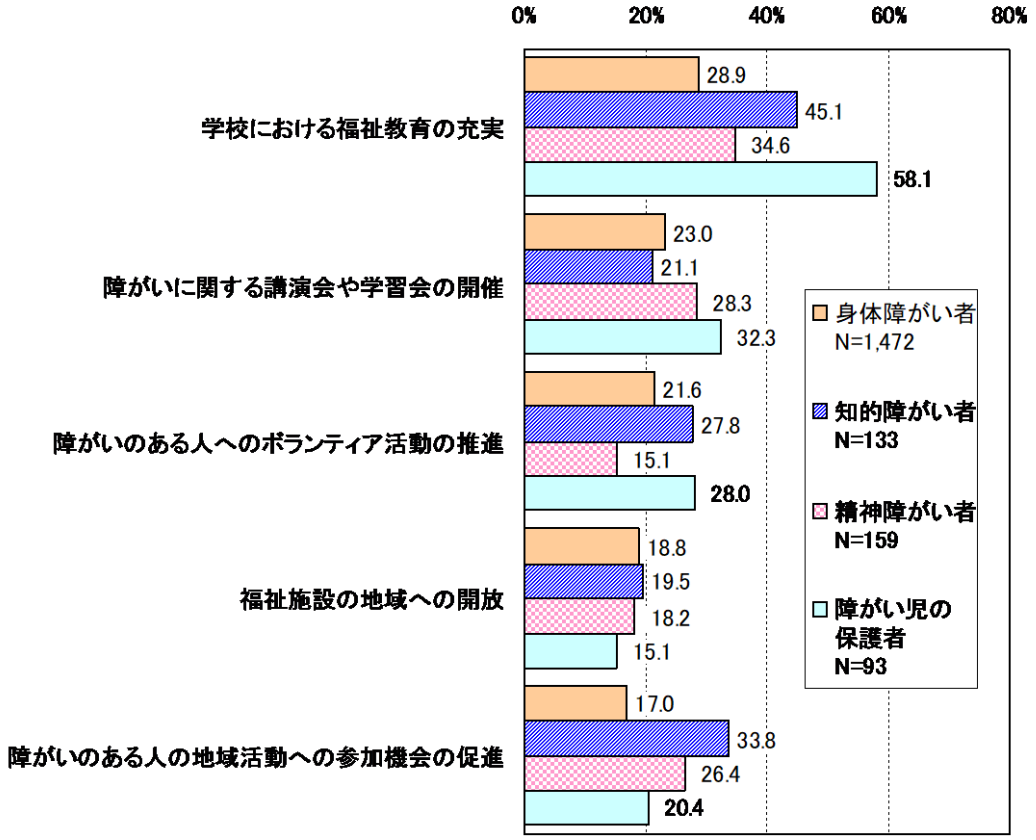

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①　市の広報誌や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットを有効的に活用するとともに、「市報なかつ」等を利用した啓発・広報活動や啓発資料の作成、配布に努め、障がい特性や障がい者とコミュニケーションを図る上での留意点など、障がい者に対する理解の促進を図ります。

②　「障がい者週間」の周知

「障がい者週間（12 月 3 日～12 月 9 日）」の周知に努め、障がい者に対する理解の促進を図ります。

③　人権教育・福祉教育の充実

幼い頃から人権や福祉に関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

また、障がい者への正しい理解を深めるために、小中学校における障がい者やその団体との交流や社会福祉施設等でのボランティア体験学習の実施に努めます。

④ 地域等での人権学習会の実施

企業や地域に対して人権学習会を開催し、障がい者等への理解を深めるとともに差別の解消を図ります。

⑤ 障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、中津市障害者施策推進協議会において、障がいを理由とする差別解消についての情報共有や課題の整理を図り、効果的かつ円滑な研修活動及び広報・啓発活動を推進します。

また、国の基本方針に基づき、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

⑥ 子ども手話教室の開催

若年層に対して、聴覚障がい者等のコミュニケーション方法や生活面での支援についての理解と認識を深め、手話を身近に感じてもらうために、放課後中津こども教室に聴覚障がい者と手話通訳者を派遣して、手話教室を開催します。

（２）地域住民等との交流の促進

現状と課題

障がい者が家庭や地域の中で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障がい者やその家族のことを地域で理解し、お互いに支え合う社会を築くことが重要です。

しかし、少子高齢化の進展、個人の意識やライフスタイルの多様化等により、近年、市民の地域への関心や市民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。

障がいのある人への偏見や理解不足、また障がいの特性による他者とのかかわりづらさなどから、地域での活動には多くの課題がありますが、地域住民の障がいへの理解を深めるためにも、障がいのある人が様々な地域活動に参加し、交流をさらに広げるための環境をつくらなければなりません。そのためには、障がいのある人が地域社会の一員として地域への関心を高めていくことも重要です。

今後の取り組み

①啓発イベントと交流の充実

障がい者との共生社会の実現及び社会参加の促進を目的とした「共生社会レクリエーション事業（ユニバーサル・ポタリング大会）」を実施し、関係団体や地域ボランティア、高校生ボランティア等と連携することにより、障がいのある人の地域活動への参加を促進します。また、広報活動を強化して福祉事業所や関係団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知し、参加者の拡大を図ります。

さらに、障がいのある人が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。

②地域の活動・行事や集まりの中での交流の促進

障がい者が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まりの中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、「地域活動支援センター事業」を活用しながら、地域で行われる行事等に、障がいのある人が積極的に参加し、交流の輪がさらに広がるよう促します。

③ボランティア活動の促進

「中津市ボランティア・市民活動センター」を拠点として、情報発信・情報提供・マッチング等を行い、地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、ボランティア活動の普及・拡大を図ります。

2　生活支援

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立や地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域での生活を保障するところにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障がい者が安心して地域での生活を送れるような支援体制を確立することが必要です。

（１）利用者本位の生活支援体制の充実

現状と課題

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、平成 29 年度から中津市教育福祉センター内に「中津市障がい者等基幹相談支援センター」を設置し、事業実施が可能な法人に委託することにより、相談支援専門員をはじめ、看護師、社会福祉士などの専門職員を配置しています。同センターでは、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としたワンストップの相談窓口として、障がい者等やその家族、支援者などから障がいに関するすべての相談を受け付け、必要な相談支援を提供しています。

また、旧下毛地域（三光、本耶馬渓、耶馬溪、山国）の障がい者においては、「中津市合併周辺地域総合相談支援センター」を設置し、障がい者のニーズや不安を、より迅速に対応できる体制を整備しています。

今後さらに多様化することが予想される障がい者とその家族のニーズに応え、適切に福祉サービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障がい者福祉に係る各機関の更なる連携の強化が必要です。本市では、中津市障害者施策推進協議会が中津市障害者自立支援協議会を兼ねており、「地域生活支援」「就労支援」「相談支援」「こども」の４つの専門部会を置いて、地域の関係機関によるネットワークの強化を図っていますが、今後もさらなる充実が望まれます。

今後の取り組み

①相談支援体制の充実

障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、中津市障害者自立支援協議会で、中津市障がい者等基幹相談支援センターの実績評価を行うことにより、中立・公平性の確保や事業の質の向上を図ります。

②障がい者ケアマネジメント体制の充実

単に障がい福祉サービスの提供にとどまらず、障がい者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の充実を図ります。

③「中津市障害者自立支援協議会」を核とした関係機関の連携の強化

中津市障害者自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核とし、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化、さらには地域資源の開発を促進します。

（２）福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

また、障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

本市では、障がい者の社会参加を積極的に進めるため、重度障がい者に対するタクシー利用券の交付や、肢体不自由や知的障がい等、単身では外出できない障がい者への外出時における移動支援事業を行っており、今後も同行援護や行動援護など移動支援を目的とした障がい福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

本市における障がい者のサービス利用状況をみると、ほとんどのサービスで利用実績が上がっており、サービス供給体制が整いつつあることがうかがわれますが、障がい者のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、今後のサービス基盤の整備にあたっては、単に総量での充足度だけでなく、障がい種別の利用対象者数や現実の利用実態に照らし、必要な人に必要なサービスが行き届くかどうかの検証が求められます。

また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められています。

精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後のさまざまなトラブルへの対応や不規則な時間帯や夜間の相談に対応するなど、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。

さらに旧下毛地域においては、若年者の流出による人口減少と少子・高齢化の一層の進行など、多くの課題が顕在化してきたことから、平成 29 年４月より「田舎困りごとサポート事業」を開始しました。支所管内を巡回して住民の困りごとなどを聞き、障がい者世帯や高齢者だけの世帯への支援を行っており、今後も住民のニーズに合わせた支援を行っていく必要があります。

今後の取り組み

①介護給付体制の充実

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保に努めるとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な人など、障がい者の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

②短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実

在宅で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの利用が安心して行えるよう、短期入所サービスの提供体制の充実に努めます。また、障がい者の日中における活動の場を提供することで、障がい者の福祉の増進と家族や介護者の一時的な休息が図れることから、日中一時支援事業所や学校等関係機関と連携し、必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。

③移動支援等の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における「移動支援」については、必要とされる人が適切に利用できるよう、移動支援事業、同行援護や行動援護サービス等の充実と必要なサービス量の確保に努めます。

また、中津市安心おでかけタクシー事業によるタクシー料金の助成を継続するとともに、その周知に努め利用の拡大を図ります。

④補装具・日常生活用具の給付

補装具費の支給や日常生活用具の給付を行い、障がい者の経済的な負担を軽減することで日常生活を支援するとともに、必要な人が適切に利用できるよう、申請方法や修理などの情報提供や相談の充実を図ります。

⑤住宅改修の支援

障がい者が在宅で自立した生活ができるよう設置する手すりや段差解消等の住宅改修を支援するとともに、改修に関する適切な指導、助言、情報提供を行います。

⑥入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ必要に応じてグループホーム等、居住の場の提供支援に努めます。

（３）障がい児支援・療育の充実

現状と課題

身体障がいや知的障がいのほかに、近年、自閉症スペクトラム※などの発達障がいまたはその疑いのある子どもが増えています。

発達に課題のある子どもや障がい児の保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況をなくすためには身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、成長発達の確認、発達上の課題や障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者が育児などについて相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、健診の場で専門的な相談ができる体制の整備が必要です。

本市では、発達上の課題や障がいの早期発見から早期療育へ迅速な対応を行うために、乳幼児健診時の相談などから専門スタッフによる「子どもの発達相談会」へとつなぎ、療育が必要な場合は医療機関や障害児通所支援事業所での療育・訓練等へつないでいます。

また、学齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。発達に課題のある子どもや障がいのある子どもの教育に関しては、就学時の健康診断、就学支援委員会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。療育の現場からは、学齢期の療育の必要性を指摘する声もあり、早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、発達に課題のある子どもや障がいのある子どもの個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実していくことが必要です。

一方、発達に課題のある子どもや障がい児に対する福祉サービスは、平成 24 年度から、通所・入所の利用形態別に、児童福祉法上の障害児通所支援と障害児入所支援に再編され、障害児通所支援においては、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスが新設されました。これらの福祉サービスは、発達に課題のある子どもや障がい児の社会性、コミュニケーション能力、肢体不自由児に対する機能訓練など、個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスと位置づけられ、本市で

※自閉症スペクトラム：重い自閉症からアスペルガー症候群まで、広汎性発達障がい（生まれながらの脳の機能障がいが原因とされる発達障がいの一種で、コミュニケーションが苦手で、対人関係をうまく築けず、限られた対象にこだわる傾向がある。）を連続的にとらえた概念の名称。

は、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用が伸びています。

保育所等訪問支援については、今後、保護者等へのサービスの周知を行い、障がいのある子どもが保育所等に通えるよう、利用の促進を図る必要があります。

また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる施設は、市内には少なく、早期に解決すべき課題となっています。平成 28 年度から、北部保健所主催で、障がい福祉、保育、保健、医療、教育等の関係機関がその情報共有やスキルアップ等を目的に「医療的ケア児支援定例会議」を開催したり、平成 30 年度からは、中津市障害者自立支援協議会のこども部会にて、医療的ケア児の保護者のニーズを把握し、必要な支援を協議する場を設けたりしました。今後、医療的ケアが必要な子どもやその家族を地域で支えられるように、関係機関の連携を強化するとともに、事業所に対し情報提供や情報交換を行い、受け入れ先拡大に努める必要があります。

なお、こども部会では、発達に課題のある子どもや障がい児の保護者からの「相談窓口がわからない」「どのようなサービスがあるか知りたい」などの声に応え、妊娠期から子どもが成人するまでにかけて、受けることができる健診や福祉サービス、相談窓口などを掲載した「中津市子育て親子サポートマップ」を作成・配布しており、今後もその周知と活用を図る必要があります。

図 4　障がいのある子どもが通園・通学する上で保護者が求めること（再掲）

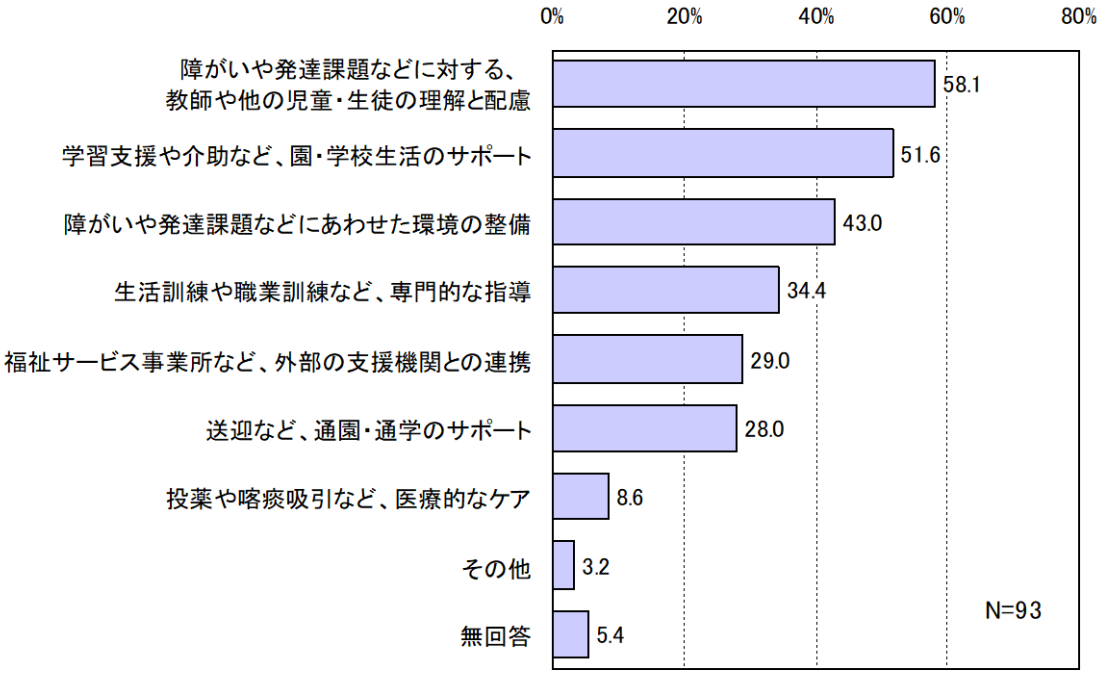

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①相談支援体制の充実

乳幼児健診時の相談や子どもの発達相談会、教育相談など、乳幼児とその保護者を対象とした相談体制の充実を図るとともに、子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援ができ、また保育所（園）・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことによる継続的な支援が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

②個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の充実

発達に課題がある子どもや障がいのある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制の拡充を図ります。

③障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

発達に課題がある子どもや障がい児が、生まれ育った地域の保育所（園）・幼稚園で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所（園）・幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達を促す保育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援に必要なサービス量の確保に努めます。

④医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実

医療的ケアが必要な子どもやその家族を地域で支えられるよう、障がい福祉、保育、保健、医療、教育等、関係機関の連携を強化するとともに、事業所に対し情報提供や情報交換を行いながら、受け入れ先拡大に努めます。

⑤放課後等デイサービスの充実

学齢期における支援のため、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスの充実を図ります。

⑥日中一時支援事業の充実

障がい児の放課後等の居場所づくりと保護者等の負担軽減を図るため、日中一時支援事業の充実に努めます。

⑦各種相談等に関する広報の充実

発達に課題がある子どもや障がい児の保護者の不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、「中津市子育て親子サポートマップ」の配布など、広報の充実に努めます。

⑧教育相談・教育支援体制の充実

特別な支援が必要となる可能性のある就学期の子ども及びその保護者に対し、福祉部局と教育部局の連携を図り、情報提供や教育相談等を密に実施するとともに、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援につなげられるよう体制の充実に努めます。

3　保健・医療

障がいには、先天性のものと事故や疾病、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人がいるほかに、その障がいのために健康の面での問題を抱えている人も多い状況です。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の実施が求められています。

このため、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実が必要であるとともに、精神保健の分野については、適切な医療機関への受診を促進するとともに、地域精神保健対策及び社会復帰対策を推進していくことが重要です。

（１）保健・医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

障がい者は、健康づくりや疾病予防のための情報を得る機会が少なく、設備や人的サービス面で健診を受けにくい状況にあります。特に、知的障がい者や精神障がい者の中には、障がいの特性から適切な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。

一方、障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がい者の日常的な活動を促進し、社会参加を容易にするためにも不可欠です。特に、障がいの早期発見、障がいの重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加（図５参照）や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

また、平成 25 年４月から障害者総合支援法に定める障がい者等の対象に「難病患者」が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。今後は、地域で生活する難病患者の日常生活における相談や障がい福祉サービス等の支援体制を充実させるとともに、難病についての理解の促進を図るための情報の提供が必要です。

図 5　日常的に医療ケアを受けているか

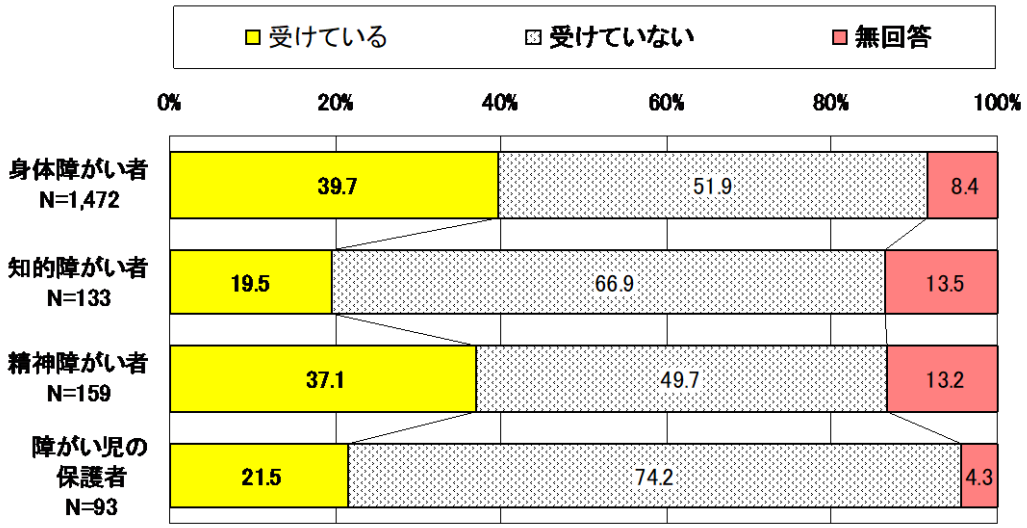

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①障がい者の保健に関する情報提供と健診体制の整備

障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者も受診しやすい健診体制の整備に努めます。

②医療及びリハビリテーションの充実

難病患者の特定疾患医療費助成制度や、身体障害者手帳の １・２ 級、療育手帳のA、精神障害者保健福祉手帳 １ 級の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担分を補助する重度障害者医療費助成事業、自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図ります。

また、症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や周辺の医療機関との連携を図り、治療と二次障がいの予防に努めます。

③難病患者に対する支援体制の充実

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援の充実を図ります。

（２）精神保健対策の充実

現状と課題

平成 18 年の障害者自立支援法の施行を契機に、福祉サービスの３障がいの一元化や自立支援医療制度の開始など、サービス体系や医療制度の変更を通じて、これまで立ち後れていた精神障がい者へのサービスの充実が図られています。

退院可能な精神障がい者の退院を促進するという流れの中、精神疾患に対する偏見や社会復帰を図るための地域資源の不足など、精神障がい者の地域生活への移行を実現するためには、なお多くの課題が残されています。精神障がい者が地域で自分らしく安心した生活を送ることができるよう啓発し、心の健康相談や訪問指導等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

また、平成 28 年３月には「自殺対策基本法」の改正が行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、「生きることの包括的な支援」として、自殺要因の解消に向けた環境整備の充実が求められるとともに、市町村にも自殺対策の計画策定が義務づけられました。今後は、同法を踏まえ、うつ病予防をはじめとする自殺予防対策としての心の健康づくりの強化も図る必要があります。

今後の取り組み

①精神保健知識の普及・啓発

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを推進し、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。

②心の健康づくりの推進

自殺対策基本法や「健康日本２１」の内容を踏まえ、うつ病予防等の心の健康づくりや自殺対策予防に関する相談窓口の周知を図るとともに、これらの知識の普及啓発に努めます。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、ひきこもり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めるとともに、「大分県こころとからだの相談支援センター」とも連携し、ひきこもりに悩む本人とその家族の支援を図ります。

（３）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策として取り組んでいる健康教育、健康相談、健診、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

また、先天的な疾病や障がいについても、これを予防あるいは早期に発見し、適切な治療や療育などに結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の維持向上を図ることができます。そのためには、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する相談といった母子保健事業も重要です。

本市では、４か月児、７か月児、１歳６か月児、３歳６か月児への乳幼児健診や５歳児発達相談会、子どもの発達相談会等を実施し、成長・発達の確認や課題の早期発見に努め、必要に応じ専門機関への相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。また、妊産婦・新生児については、訪問や電話等により、子育て環境の確認や保護者支援を継続的に実施しています。

一方、精神疾患についても、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだまだ十分とは言えず、偏見も根強く残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

図６　子どもの障がいや発達課題などに気づいたきっかけ

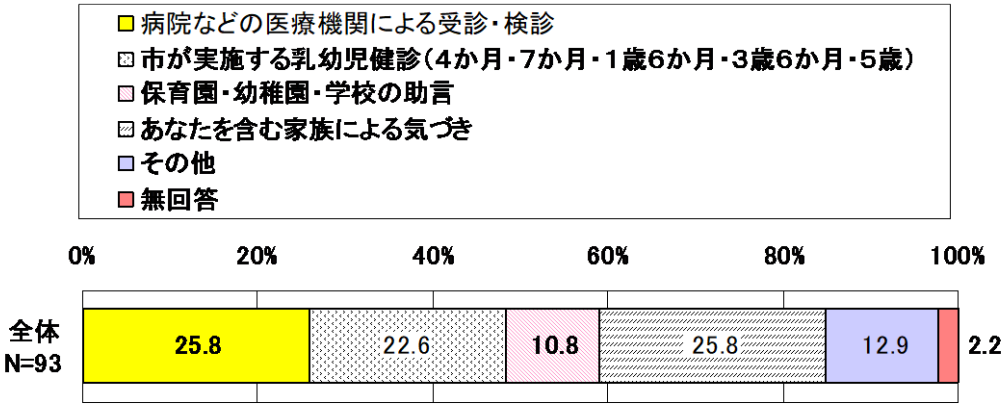

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①妊産婦に対する保健事業の充実

妊娠初期から異常の早期発見、安全な出産が行えるように妊婦健診に対する助成や妊婦に対する相談等の充実に努めます。

②乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

出生後早期の聴覚、先天性代謝異常の検査や乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

③生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健康診査と特定保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくり事業を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

④精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

うつ病の予防やストレス対策等、心の健康づくりなどを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業やかかりつけ医等との連携による精神疾患や障がいの早期発見・早期治療を促進します。

4　教育、文化芸術活動・スポーツ等

ノーマライゼーション※の理念からは、障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に受けることのできる体制を構築することが望まれます。

また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うための環境整備等も求められています。

（１）特別支援教育の充実

現状と課題

特別支援教育の推進にあたっては、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、特別支援学級、通級による指導、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図るとともに、障がいのある児童や生徒が合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童や生徒と同じ場で共に学ぶ機会を確保する必要があります。

本市における障がいのある児童生徒の教育的処遇に関しては、専門知識を有する者により構成される中津市就学支援委員会で、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定するようになっています。また、市内の小中学校では、必要に応じて特別支援学級を設置したり、通級による指導を行ったりしています。さらに、特別支援教育コーディネーターを配置し、校内（園内）の関係教職員や関係機関との連絡調整をしたり、保護者からの相談の窓口になったりしています。また、保幼小中が連携した就学指導や進学後の必要な支援がスムーズに行われるよう、情報交換を行い、支援体制の整備にも努めています。

また、医療、保健、福祉、労働、教育及び市関係課等の担当者で構成される「中津市特別支援連携協議会」では、発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制の整備を図るとともに、支援の充実に向けた協議を行っています。さらに、

※ノーマライゼーション：障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

一人ひとりの発達の状態に応じて、必要な支援が生涯にわたって継続して行われるために、その子の成長記録をまとめておくことができる相談支援ファイル「あすなろ」を活用することで、関係機関との連携を図る必要があります。

今後も可能な限り早期から学校卒業に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報の取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。そのためにも本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携のもと、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

今後の取り組み

①就学及び教育支援体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、障がいの多様化に対応できる教育相談体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。

また、障がいのある児童生徒の発達の程度、適応の状況等に応じて、柔軟に学びの場を変更できることについて、関係者への周知を促します。

②個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな指導・支援ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価を行います。

また、個別の教育支援計画や個別の指導計画が確実に引き継がれ、適切な就学指導及び進路指導がスムーズに行われるよう、定期的に幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域医療対策課、社会福祉課、子育て支援課等の関係部署と連携し、情報の共有を図るとともに、今後は学校卒業後の自立及び社会参加を目指し、就労支援機関との連携構築を図ります。

③教職員の資質能力の向上と支援体制の充実

特別支援教育の充実のため、特別支援コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者を対象にした研修等を一層充実させ、発達障がいを含む障がい種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。

また、各学校内で特別支援教育に関する学習や研修をすることで理解を深め、より充実した支援に繋げます。

④教育環境の整備の推進

障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、個々のニーズに応じた支援を図ります。

また、障がいのある児童生徒の就学機会を拡充し、児童生徒が安全で快適に学校生活が送れるように、可能な限り学校の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努め、多目的トイレやスロープの設置等、学校施設のバリアフリー化を推進します。

（２）文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状と課題

障がい者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても重要です。

本市では、県主催の「大分県障がい者スポーツ大会」に毎年多くの障がい者が参加しており、市内においても障がい者団体主催の「サウンドテーブルテニス大会」やタンデムサイクリングやウォーキングなどを通じて交流を深める「ユニバーサルポタリング大会」を開催し、スポーツを通して障がいのある人とない人がふれあえる機会が設けられています。さらに、障がい児等が余暇を楽しく過ごすための活動の場として「中津市障がい児・者余暇活動支援事業（てくてく）」を実施しており、心身の健康増進や自立のための能力の獲得を支援しています。また、芸術文化活動の分野でも県の「ときめき作品展」に作品が出品されており、本市においても「障がい者アート作品展」を開催したり、各種文化活動への参加機会拡大のため、講演会等への手話通訳者の派遣を行ったりしています。

今後も、障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

また、障がい者スポーツは、以前のリハビリテーションの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、更にはパラリンピックに象徴される、競技としての取り組みへと大きく飛躍してきています。

しかし、障がい者の場合、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があり、さらに個別の力でそれらを確保することには限界があります。障がい者がどのような文化・スポーツ活動をし、どのような支援を必要としているか把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

今後の取り組み

①文化芸術活動の支援

障がいのある人が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、「障がい者アート作品展」や「ふれあいコンサート」など、障がい者による文化芸術活動の発表の場を提供します。

②各種イベント等への参加促進

市や関係機関が主催する各種行事・イベントや、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障がい者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。

③障がい者スポーツ等への参加促進

「大分県障がい者スポーツ大会」など各種大会の周知を行い、参加を促進します。

また、大分県障がい者体育協会との連携を図りながら、障がい者スポーツの体験の機会（卓球バレー・風船バレー・サウンドテーブルテニス等）を提供し、スポーツ・レクリエーションへの参加促進に努めます。

5　雇用・就業、経済的自立の支援等

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

（１）障がい者雇用の促進

現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、平成 30 年度からは精神障がい者についても法定雇用率の算定基礎に加えることになりました。それに伴い、法定雇用率についても、民間企業では従来の 2.0%が 2.2%に、国及び地方公共団体では従来の 2.3%が 2.5%となり、さらに平成 33 年４月までにそれぞれさらに 0.1%引き上げとなります。

また、平成 25 年６月の改正により、雇用の分野において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されることになりました。

平成 29 年６月１日現在、中津公共職業安定所管内にある企業の障がい者の雇用率は全体で見ると 2.37%で、管内企業の 34.0%が法定雇用率未達成となっています。

法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、法定雇用率達成を図る必要があります。

アンケート調査結果を見ると、障がい者の 16.3%の人が収入を得て仕事をしていると答えていますが、知的障がい者と精神障がい者では、「福祉施設、作業所等に通っている」人の割合が高く（図７参照）、収入を得て仕事をしている人も「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が高いことがわかります（図８参照）。

障がい者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の人が障がい者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力に負うところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲

と能力のある障がい者が当たり前に働ける社会をつくるためには、社会全体で障がい者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

図７　平日の日中、主にどのように過ごしているか

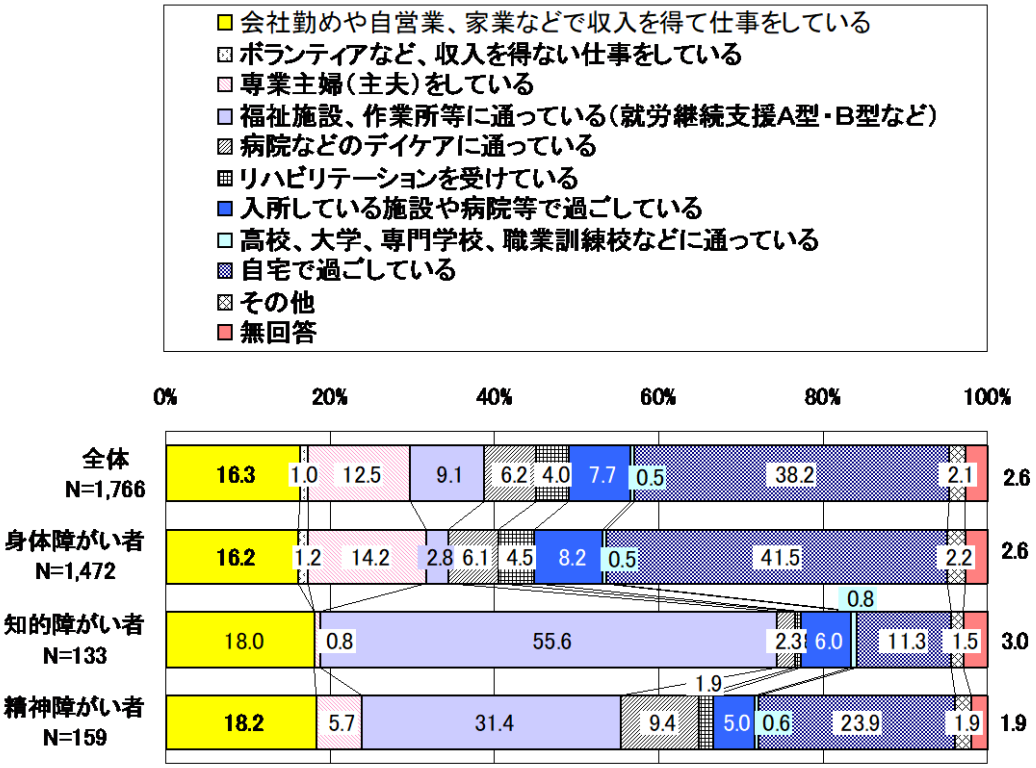

資料：アンケート調査結果

図８　収入を得て、仕事をしている人の勤務形態

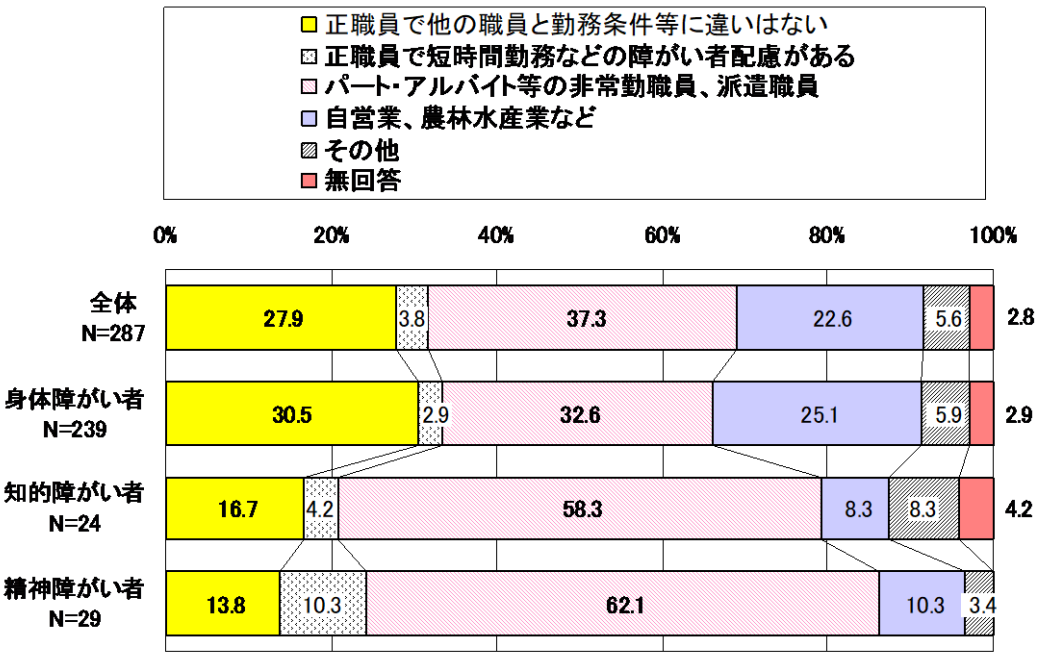

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①事業主等への啓発・広報

ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある障がい者の雇用促進のために、商工会議所や中小企業家同友会を通じ地域の民間企業等に対して障がいの正しい理解を深めるための啓発・広報に努めます。

②市職員への障がい者雇用の促進

法定雇用率の引き上げに対応し、必要に応じて職員採用計画を見直しながら、法定雇用率が維持できるよう障がい者採用（雇用）の促進に努めます。

（２）障がい者のための総合的な就労支援

現状と課題

平成 18 年、障がい者の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障害者雇用促進法が改正され、精神障がい者に対する雇用対策の強化など、障がい者の就労支援が拡充されました。また、特例子会社による障がい者雇用やグループ就労といった雇用形態の多様化等により、障がい者の就労を促進する環境がつくられつつあります。

現在仕事をしていない人に、今後、収入を得る仕事をしたいと思うかをたずねたアンケート結果を見ると、知的障がい者の 53.2%、精神障がい者の 60.0%が「仕事をしたい」と回答しており（図９参照）、今後も就労移行支援事業を活用し、働く意欲や能力のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

また、障がい者が会社などで就労するにあたっては、「働く時間や日数を調整できること」や「周囲が障がいを理解してくれること」「職場によい指導者や先輩がいること」など、さまざまな配慮が必要です（図 10 参照）。職場定着のための支援としては、「大分障害者職業センター」が実施するジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業があげられますが、それでも職場に定着するということは非常に難しい課題であり、更なる支援の在り方の検討が必要となります。

一方、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援Ａ・Ｂ型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。市は、平成 25 年４月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注を行っていますが、今後も継続的な発注に努める必要があります。

図 9　今後、収入を得る仕事をしたいと思うか（現在仕事をしていない人）

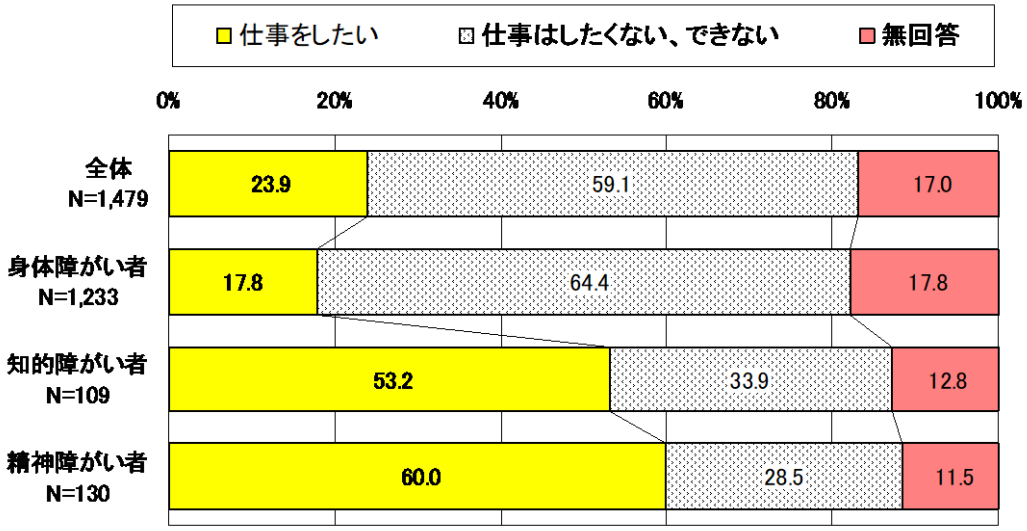

資料：アンケート調査結果

図 10　障がいのある人が就労するにあたり必要だと思う配慮（再掲）

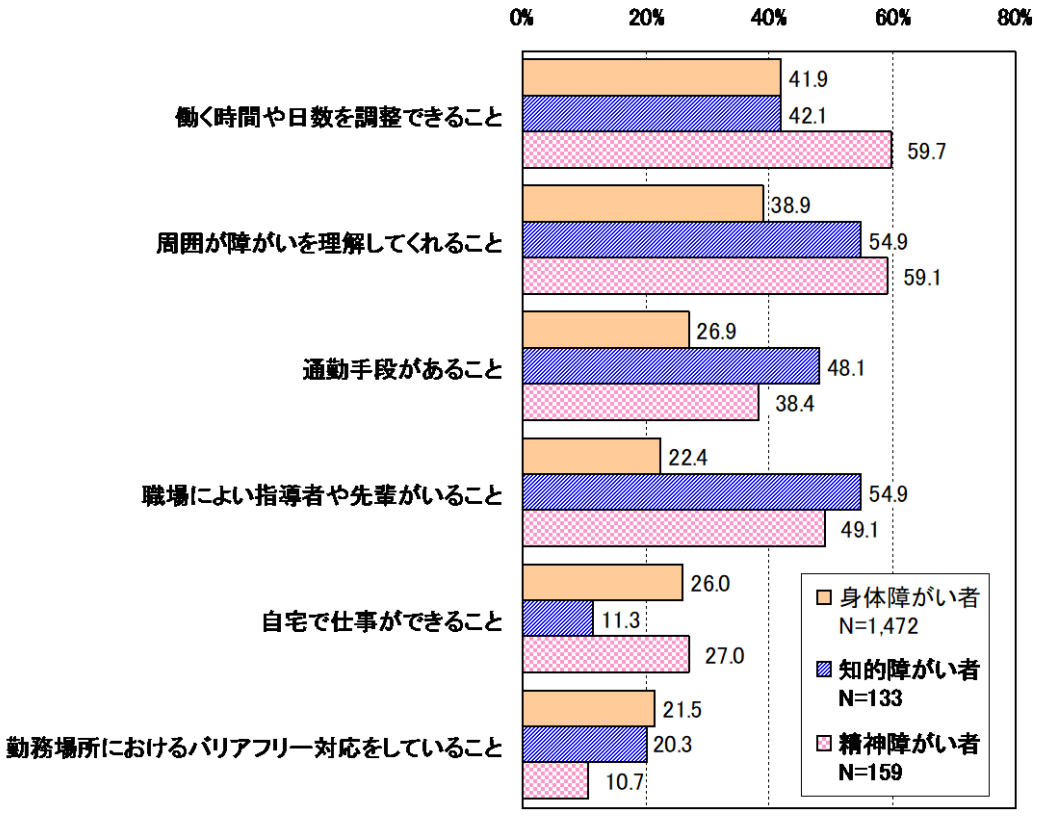

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①就労移行支援や就労継続支援の利用促進

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援Ａ型・Ｂ型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

②就労支援関係機関との連携による就労支援体制の構築

中津市障害者自立支援協議会の就労支援部会において、障がい者の雇用促進、就労支援関係機関のネットワークの構築について協議検討します。

③就労定着支援の充実

障害者就業・生活支援センターやジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。

④障がい者就労施設等への支援

障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組みます。

⑤障害者就職面接会の開催

ハローワークと連携し、障がい者雇用を考えている事業者と就職を希望する障がい者が一堂に会する合同就職面接会を開催し、障がい者の雇用促進を図ります。

（３）経済的自立の支援

現状と課題

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当は、障がい者やその家族の生活を安定させる上で大きな役割を果たしています。

また、このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、ＪＲ等の鉄道、航空運賃及び有料道路の割引等が行われています。

本市では、年金・手当・税の減免、医療費の助成等については、手帳交付の際などに、利用できる制度を紹介し、必要に応じて関係部署への案内も行っていますが、今後もこれらの制度の周知に努めていく必要があります。

今後の取り組み

①年金・手当制度の周知

障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めます。

②税の減免、各種割引制度の周知

障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やＪＲ等の鉄道運賃、有料道路通行料、ＮＨＫ放送受信料等の割引制度について周知を図ります。

③医療費公費負担制度の周知

身体障害者手帳の１・２級、療育手帳のＡ、精神障害者保健福祉手帳１級の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担額を軽減する重度障害者医療費支給制度や、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度等の各種制度の周知を図り、適切な運用を進めます。

6　生活環境

障がいのある人が安心して生活できる環境は、すべての市民にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去するだけではなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザイン※の考え方は、「第五次中津市総合計画」において掲げられている新たな将来都市像【暮らし満足№１のまち「中津」】の実現のための必須条件です。

（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設の新築や改修等の際にはバリアフリー化を図っています。また、道路や主要な公共施設については順次改修を行っています。

既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、ハード面を補うソフト面との連携が必要となります。アンケート調査の自由回答では、障がい者用駐車区画に障がいのない人が駐車しているために障がい者が駐車できないという切実な声もあがっており、障がい者用駐車区画に関する啓発も含め、市民や事業者など多くの人に身近で協力できることへの参画を促進する必要があります。

また、公共施設や道路以外でも、平成 28 年度に低床小型バスを３台導入し、足の不自由な方が乗降しやすく、車いすの方も乗降できるよう、車いす固定装置やスロープ板を備えた車両となっています。

本市では、全庁的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいますが、平成 28 年４ 月からの障害者差別解消法の施行により、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められていることから、今まで以上にユニバーサルデザインの徹底を図る必要があります。

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることで、その対象は、ハード（施設や製品等）からソフト（教育や文化、サービス等）に至るまで多岐にわたっている。

今後の取り組み

①道路・公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによるまちづくり

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「大分県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

また、道路について、道路の移動円滑化整備ガイドライン※に合った歩行空間の確保に努め、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など、障がい者や高齢者にとって安全で快適に歩行できるように、バリアフリー化に努めます。

②福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

福祉のまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、啓発に努めます。

③「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車を停め、安全かつ安心に利用できるように支援する「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

※道路の移動円滑化整備ガイドライン：道路事業に携わる担当者が多様なニーズを実現するうえで、ユニバーサルデザインを目指した道路空間を形成するため、道路の構造を理解し、「バリアフリー新法」及び「道路移動等円滑化基準」に基づき新設や改築だけではなく、さまざまな道路整備を行う際にも、活用することを目的として策定されたガイドライン。

7　情報アクセシビリティ※

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。

また、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を支援することが重要です。

（１）情報収集・提供の充実

現状と課題

本市では、「市報なかつ」や市のホームページによってサービス等の周知を図っています。

アンケート結果をみると、障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手方法として回答割合が高かったのは「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」と「行政機関の広報誌（市報など）」ですが、障がい種別にみると、知的障がい者では「福祉施設職員・サービス事業所の人」、精神障がい者では「かかりつけの医師や看護師、相談員」と答えた人の割合が高くなっています（図 11 参照）。それぞれの障がいによって情報収集先が異なることにも配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

また、行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないよう配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

アンケート調査結果をみると、情報入手に「インターネット」を活用している割合は低く（図 11 参照）、障がい者の中にまだ十分に普及しているとは言えない状況にありますが、今後、インターネット等の利用啓発も含め、障がい者がインターネットを活用し必要な情報を容易に得ることができる生活の実現を図る必要があります。

※アクセシビリティ：元々の言葉 「accessibility」 は、「近づきやすさ」「接近容易性」を意味する英単語で、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

図 11　障がいや福祉サービスなどに関する情報はどこから知ることが多いか

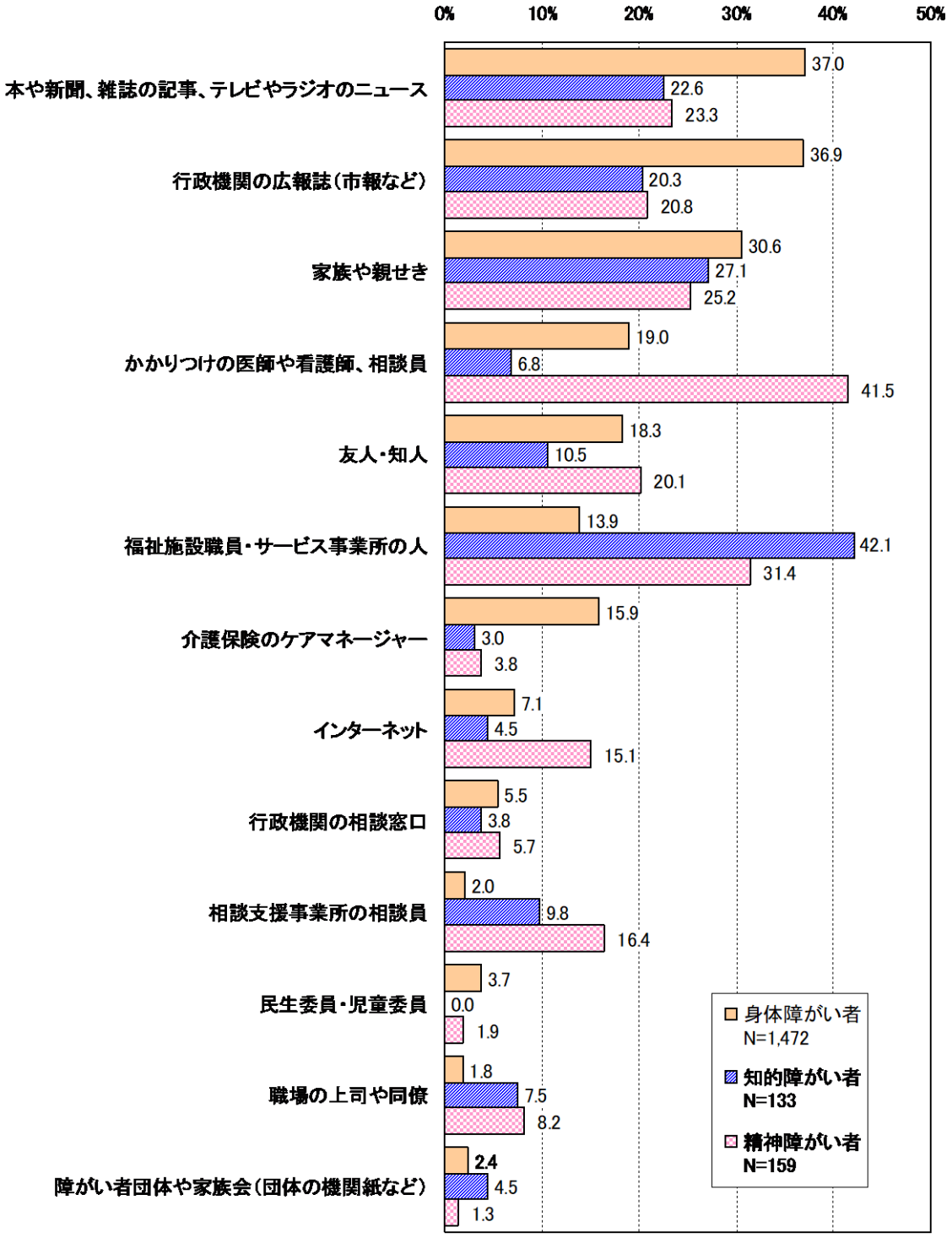

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、「市報なかつ」や市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。

②情報パンフレットの定期的な更新・配布

現在、障害者手帳交付の際に配布している、障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介したパンフレットを制度改正等に合わせて定期的に更新・配布します。

③市ホームページのウェブアクセシビリティ※の確保

市のホームページが障がい者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティを確保します。

④情報収集・情報発信への配慮

視覚障がいがある人のために、点字市報や声の市報の充実に努めます。また、聴覚障がいがある人のために、社会福祉課の窓口に配置している専任手話通訳者による情報提供や相談業務の充実を図ります。

さらに、聴覚や発語に障がいがある人が緊急時に消防署へ通報できるよう、携帯緊急メールや緊急ＦＡＸの周知を行います。

※ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいう。具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められる。

（２）コミュニケーション支援の充実

現状と課題

視覚障がい者・聴覚障がい者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

本市では、聴覚障がい及び音声または言語機能障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、登録手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を行うほか、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行っています。

また、ボランティア団体による音声版の広報など、ボランティア団体と協働して視覚障がい者の情報提供を図るとともに、点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成研修を行っています。

しかし、登録手話通訳者として配置・派遣するに至るまでには、十分な通訳技術の習得と経験が必要なため、その担い手不足が問題となっており、手話通訳者をはじめとする支援者の養成及び確保を図る必要があります。

今後の取り組み

①コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援として、今後も手話通訳者等の派遣を行うとともに、その担い手となる手話通訳者や手話奉仕員等の養成及び確保に努めます。

②情報・意思疎通支援用具の給付

重度障がい者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障がい者用情報受信装置など、情報・意思疎通支援用具の給付により、障がい者のコミュニケーションを支援します。

③ボランティア団体に対する支援

コミュニケーション支援を提供しているボランティア団体に対して、手話や要約筆記、音訳、点訳のスキルアップや円滑な活動が実施できるよう、積極的に支援を行ないます。

④講演会での手話通訳者・要約筆記者の配置

市が主催する講演会やイベントなど多くの方が参加する催しには、手話通訳者等を配置するよう努めます。

8　安全・安心

近年、全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害による被害が絶えません。また、東日本大震災や熊本地震など、特に配慮が必要な高齢者や障がい者の多くが被災しています。

このような現状に鑑み、災害対策基本法の一部改正がなされ、日頃から配慮が必要な人の中から、災害情報の入手が困難であったり、実際に一人で避難ができなかったりなど、何らかの特別な支援を要する人を「避難行動要支援者」と位置付け、いざという時に備え、平時から個別の支援体制を確立することが必要となっています。

そのためには、防災対策を通じ、地域住民全体で見守るコミュニティづくりの強化を図るとともに、要支援者の視点に立った対策を行い、障がい者が安心して生活できるまちづくりの推進が重要です。

また、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

（１）防災対策の推進

現状と課題

障がい者が安心して地域で生活するためには、過去に起きた自然災害の教訓を基に災害発生時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害の被害者になりやすい障がい者などに対するきめ細かな防災対策が必要となります。

本市では、「中津市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成をはじめ、防災行政無線や「なかつメール」、さらには音声合成機能を活用した情報発信サービスなどを使った多様な情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、「中津市災害時要支援者避難支援計画」に基づき避難行動要支援者台帳の整備を進め、要支援者の居住地や緊急時の連絡先等の把握に努めています。また、災害時の避難所については、市ホームページや防災ポータルサイトなどで広報を行っています。

しかし、アンケート結果を見ると、自宅周辺の避難所の場所を「知らない」と答えた人は障がい者全体の 29.1％を占め（図 12 参照）、災害時に一人で避難「できない」と答えた人は 35.1％となっています（図 13 参照）。また、災害時要支援者台帳に「登録

している」と答えた人は 5.3%と少なく、「制度を知らない」と答えた人が 47.2%と半数近くを占めています（図 14 参照）。

一方、災害時には、「安全なところまで、すぐに避難することができない」「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」ことなどを心配する声があがっています（図 15 参照）。

今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進めておく必要があります。

図 12　災害時の避難先を知っているか

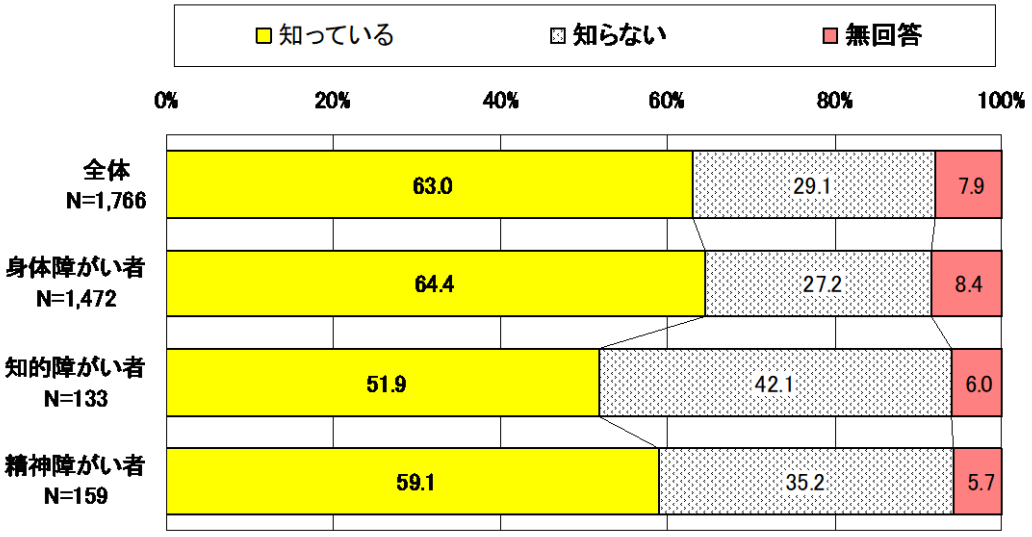

資料：アンケート調査結果

図 13　災害時に一人で避難できるか

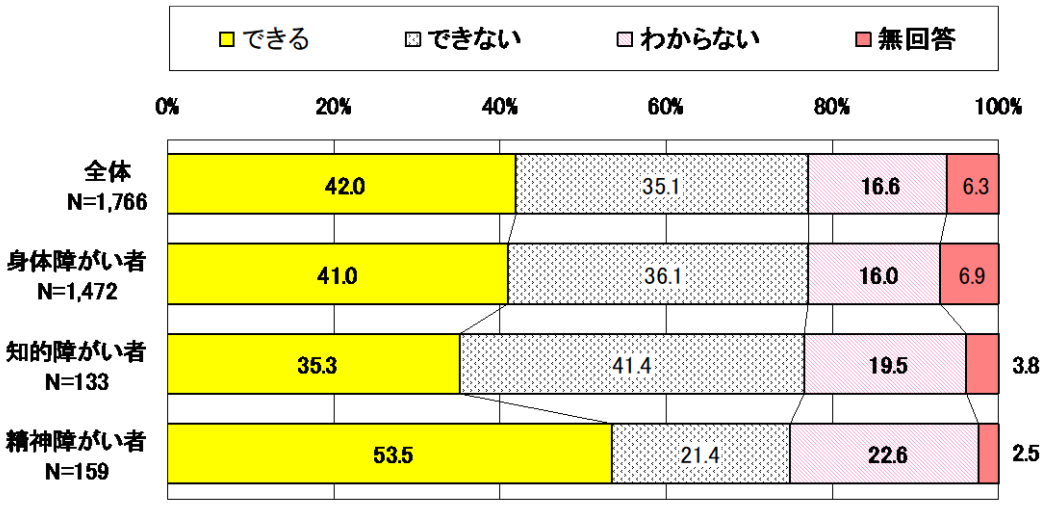

資料：アンケート調査結果

図 14　災害時要支援者台帳に登録しているか

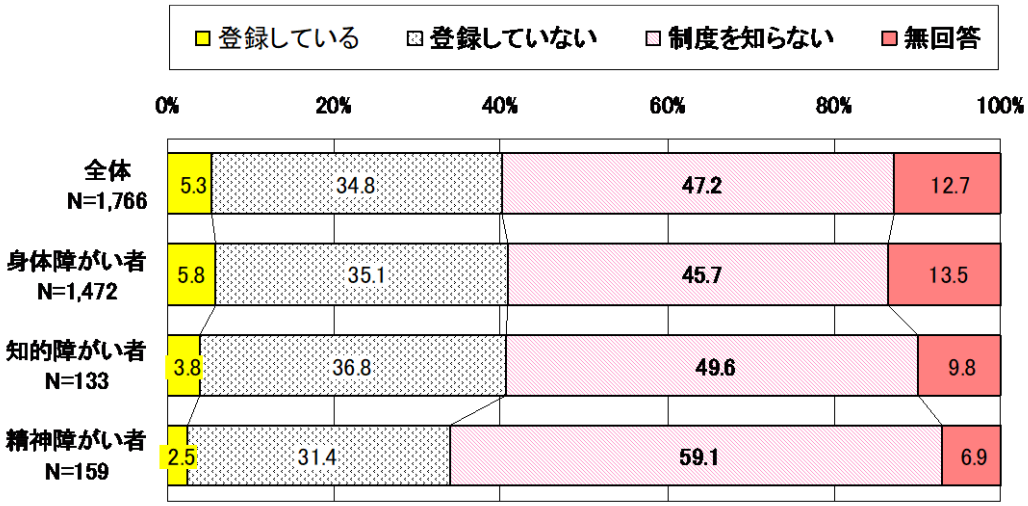

資料：アンケート調査結果

図 15　災害時に困ること

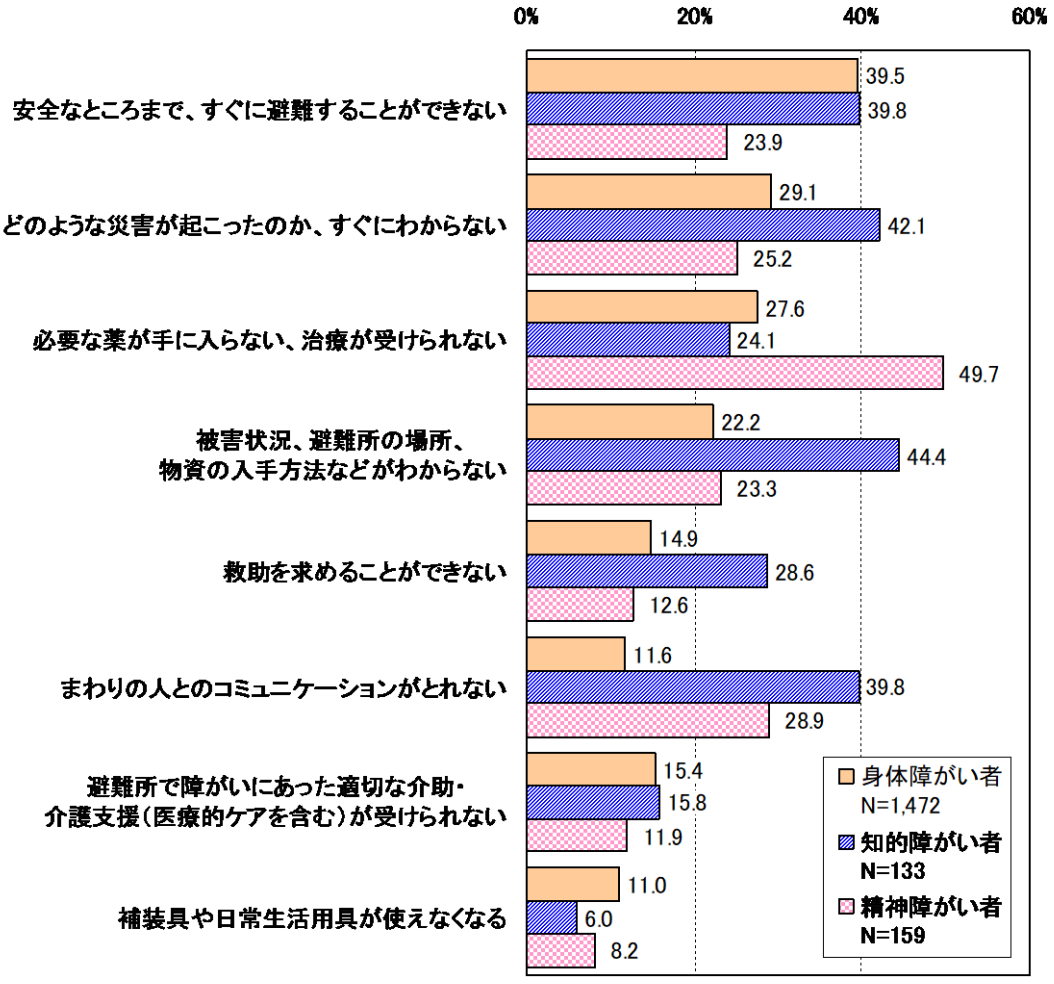

資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

①災害の知識及び対処法についての啓発・広報

平時から「市報なかつ」や市のホームページ、防災マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、避難行動要支援者台帳制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。

②避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携

避難行動要支援者台帳の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

③あらゆる情報伝達手段の確保

災害時においては、災害情報や避難情報が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を確保するとともに、避難行動要支援者に「なかつメール」の登録の呼びかけを推進します。

④自助・共助・公助が一体となった連携体制の強化

災害時においては、自分や家族の命を守る「自助」、地域で助け合う「共助」が重要とされています。併せて、防災関係機関が実施する災害情報の伝達や災害支援活動などの「公助」が連携した災害に強いコミュニティ体制を強化します。

⑤避難所等情報の周知と整備充実

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図るとともに、避難所及び福祉避難所を円滑に運営できる体制の強化に努めます。

福祉サービスの利用者については、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画に避難先を記載することで、障がい者自身やその家族が災害緊急時に対処できるよう支援します。

また、障がい特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備、避難物資の備蓄に努めます。

（２）防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

現状と課題

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

本市では、平成 28 年４月から「中津市安心パトロール隊」を発足し、「見せる、見える、知らせるパトロール」を実施しているほか、市内各地域で自主防犯活動団体が定期的にパトロールを行うなど、自らの手で犯罪を軽減防止する活動に取り組んでいます。

また、地域及び街の問題をスマートフォンで投稿できる「FixMyStreet Japan」の仕組みを作り、市民と行政の素早い情報の共有と問題の解決を図っています。

さらに、中津市消費生活センターの相談窓口では、悪質な訪問販売や勧誘行為の被害、契約に関するトラブル、架空・不当請求、多重債務など消費生活に関する相談に対して、専門の相談員が被害の未然防止やトラブル解決に向けた助言や情報提供などを行っています。

今後は、防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費生活センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めなければなりません。

今後の取り組み

①防犯対策の充実

自主防犯組織の育成とパトロール活動などの地域安全運動を広め、地域全体の防犯意識の高揚を図り、地域の一員である障がい者が、犯罪被害に遭わない為のまちづくり強化に努めます。

また、「メール 110 番」「ＦＡＸ110 番」通報制度の周知に努め、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

②消費者トラブルの防止

障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、「市報なかつ」や市ホームページ等を用いて、悪質商法等についての情報提供や相談窓口等の周知を行います。

また、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。

9　権利擁護

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止や、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある人の権利や財産などを守る取り組みを進める必要があります。

（１）権利擁護の推進

現状と課題

本市では中津市障がい者等基幹相談支援センターが虐待防止センターを兼ねており、障がい者の虐待に関する相談を受け付けていますが、今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者や精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。

このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。障がい者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

今後の取り組み

①障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

②障がい者の権利擁護の充実

中津市社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

第４章　計画の推進体制

1　関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。加えて、「中津市障害者自立支援協議会」を中心に、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取り組みを検討していくとともに、従事する職員の確保と質の向上に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多く、今後の制度改正などの変化に対応するためにも、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

2　計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、社会福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、中津市障害者施策推進協議会においてその内容を報告し、協議会からの意見・提言を踏まえて、必要があると認めるときは、各種施策の見直しを行っていきます。

平成 30 年度　中津市障害者施策推進協議会委員名簿

氏　　名	所　　属
雪竹　美枝子	中津市民生委員児童委員連合協議会
岩下　一行	社会福祉法人　中津市社会福祉協議会
豊武　憲十郎	中津市身体障がい者協議会
藤井　敏昌	手をつなぐ育成会（ややま園）
佐藤　初美	手をつなぐ育成会（もみじ園）
泉　直子	社会福祉法人　ややま福祉会
杉浦　義正	社会福祉法人　下毛もみじ会
三浦　晃史	障害者支援施設　修光園
速水　隆巳	医療型障がい児入所施設　つくし園
有馬　健	社会福祉法人　九州キリスト教社会福祉事業団
倉田　洋樹	社会福祉法人　みどり会
岩本　正士	中津商工会議所
鎧坂　守和	大分県中小企業家同友会 中津支部
豊田　昭知	NPO 法人「いのちきサポート」
西　博子	一般社団法人　中津市医師会
太田　喜久子	医療法人真浄会　寺町クリニック
渡邉　則明	大分県北部保健所
永淵　悦子	大分県中津児童相談所
上原　浩子	大分県立中津支援学校
古川　政彦	中津公共職業安定所
粟田　英代	中津市教育委員会
吉富　浩	中津市福祉部

中津市障がい者基本計画（第３期）
平成３１年３月

中津市　福祉部　社会福祉課　障害福祉係

〒871-8501　大分県中津市豊田町 14 番地３
電　話　（0979）22-1111
ＦＡＸ　（0979）25-2335
http://www.city-nakatsu.jp

中津市